

第7期いなみ障がい福祉計画

令和6（2024）年3月
稲美町

はじめに



本町では、平成30（2018）年に「稲美町障害者基本計画」、令和3（2021）年に「第6期いなみ障がい福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・就労等、幅広い分野にわたり障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

わが国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が一部改正されるなど障がい福祉に関する法整備が進められています。

また、新たな方向性や制度を踏まえ、令和5（2023）年度から5年間の期間とする「第5次障害者基本計画」が策定され、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みがより一層推進されています。

この度、新たな方向性や制度を踏まえ、障がい福祉サービスを計画的に推進するため、「第7期いなみ障がい福祉計画」を策定いたしました。

本町が目指す「だれもが安心して暮らせる共生社会の実現」とは、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がともに学び、ともに働き、ともに暮らせる、そんな稲美町を皆さまと一緒に作っていくことです。そのためにも引き続き皆さまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました稲美町障害者福祉推進協議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などにご協力をいただきました多くの住民の皆さまや関係団体の皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

稲美町長

中山 哲郎

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 計画の策定体制	3
6. 計画の基本指針	4
第2章 本町の障がい者を取り巻く状況	6
1. 人口の状況	6
2. 障がい者の状況	7
3. 就学などの状況	14
4. 雇用・就労の状況	16
5. アンケート調査からみた状況	18
6. 第6期計画の実績	34
第3章 第7期計画の成果目標とサービス見込量	44
1. 令和8（2026）年度の成果目標	44
2. 障がい福祉サービスなどの見込量	48
3. 地域生活支援事業の見込量	55
第4章 計画の推進と評価	61
1. 計画の推進体制	61
2. 計画の進行管理と評価	62
3. 計画の情報発信	62
資料編	63
1. 稲美町障害者福祉推進協議会 協議内容	63
2. 稲美町障害者福祉推進協議会 委員名簿	64

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国では、平成 28（2016）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行（令和 3（2021）年 6 月に一部改正法が公布）され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者総合支援法」が一部改正されるなど障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

また、平成 30（2018）年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、令和元（2019）年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境および施策は大きく変化しています。そして、令和 5（2023）年 3 月には「障害者基本法」に基づく「第 5 次障害者基本計画」が 5 年間の計画として示されています。

兵庫県では、「第 2 期ひょうご障害者福祉計画」が令和 4（2022）年 3 月に策定されており、障がいの有無や年齢・性別などにかかわらず、だれもが安心して暮らすことができるユニバーサル社会の実現に向けて、県民、関係機関、支援団体および行政などが取り組むべき総合指針として、多様な取り組みを推進しています。

稲美町（以下、「本町」という。）では、平成 30（2018）年 3 月に「稲美町障害者基本計画」、令和 3（2021）年 3 月に「第 6 期いなみ障がい福祉計画」を策定し、障がい者福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきたところです。

この度、「第 6 期いなみ障がい福祉計画」が令和 5（2023）年度で終了することから、障がいのある人が地域の中で自立し、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて「第 7 期いなみ障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

（1）法的な位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に相当し、障がい福祉サービスおよび相談支援などの提供体制の確保に関する事項などを定める計画です。また、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づき、障がい児通所支援および障がい児相談支援の提供体制の確保に関する事項などを定める「市町村障害児福祉計画」を含むものとします。

(2) 町の計画における位置づけ

本計画は、町政運営の基本的な指針である「第6次稲美町総合計画」の分野別計画として位置づけられます。また、「稲美町障害者基本計画」および他の関連する福祉計画との整合性を保つものとします。

3. 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間とします。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正などにより必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者 計画	稲美町障害者基本計画								
障害 福祉計画	第5期いなみ障がい 福祉計画			第6期いなみ障がい 福祉計画			第7期いなみ障がい 福祉計画		

4. 計画の対象

本計画における「障がい者」「障がいのある人」とは、手帳のあるなしにかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などがあるために日常生活や社会生活の中で何らかの制限を受ける状態にある人（障害者基本法第2条第1項）を計画の対象とします。

5. 計画の策定体制

(1) 障がい者（児）実態調査の実施

本計画の策定にあたり、障がい者（児）の実態やニーズなどを把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に住所のある障がい者（児）を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	本町在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
調査方法	郵送による配布、回収
調査期間	令和5（2023）年8月21日～9月1日
回収状況	発送数 1,675 件 回収数（有効回答数）1,044 件 回収率 62.3%

(2) 障がい福祉サービス事業所・障がい者団体等調査の実施

障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等に対して調査を実施し、事業所、障がい者とその家族の抱える課題や意見・要望を把握しました。

(3) 稲美町障害者福祉推進協議会での審議

本計画の策定にあたり、学識経験者、各種団体代表者、行政関係者などからなる「稲美町障害者福祉推進協議会」において、今後の障がい者福祉施策などの在り方について協議し、広い視野からの検討審議を受けて、計画を取りまとめました。

(4) 稲美町地域自立支援協議会

本計画の策定にあたり、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、「稲美町地域自立支援協議会」から意見を聴取し、計画に反映させました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画に幅広く住民の意見を反映するために、計画案の内容などを広く公表するパブリックコメントを実施しました。

6. 計画の基本指針

本計画に係る国の基本指針に基づき、以下を本計画の基本指針として掲げ、その推進を図ります。

(1) 障がい者などの自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者などが必要とする障がい福祉サービスなどの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援などの提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者などがその種別にかかわらず、必要な障がい福祉サービスを身近な地域で利用することができるよう、町内でのサービス提供体制の充実に努めます。

また、町内で提供されていないサービスについては、近隣市町との連携や県の支援により、必要なサービスを確保します。

(3) 入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進め、あらゆる人が共生できるインクルーシブ社会の実現を目指します。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、暮らしや生きがいをともに作り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取り組みを推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援などの充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をすることにより、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

(6) 障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスなどを提供するためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのため、専門性を高めるための研修の勧奨、多職種間の連携の支援、障がい福祉の仕事の魅力の周知などに努め、人材の確保を図ります。

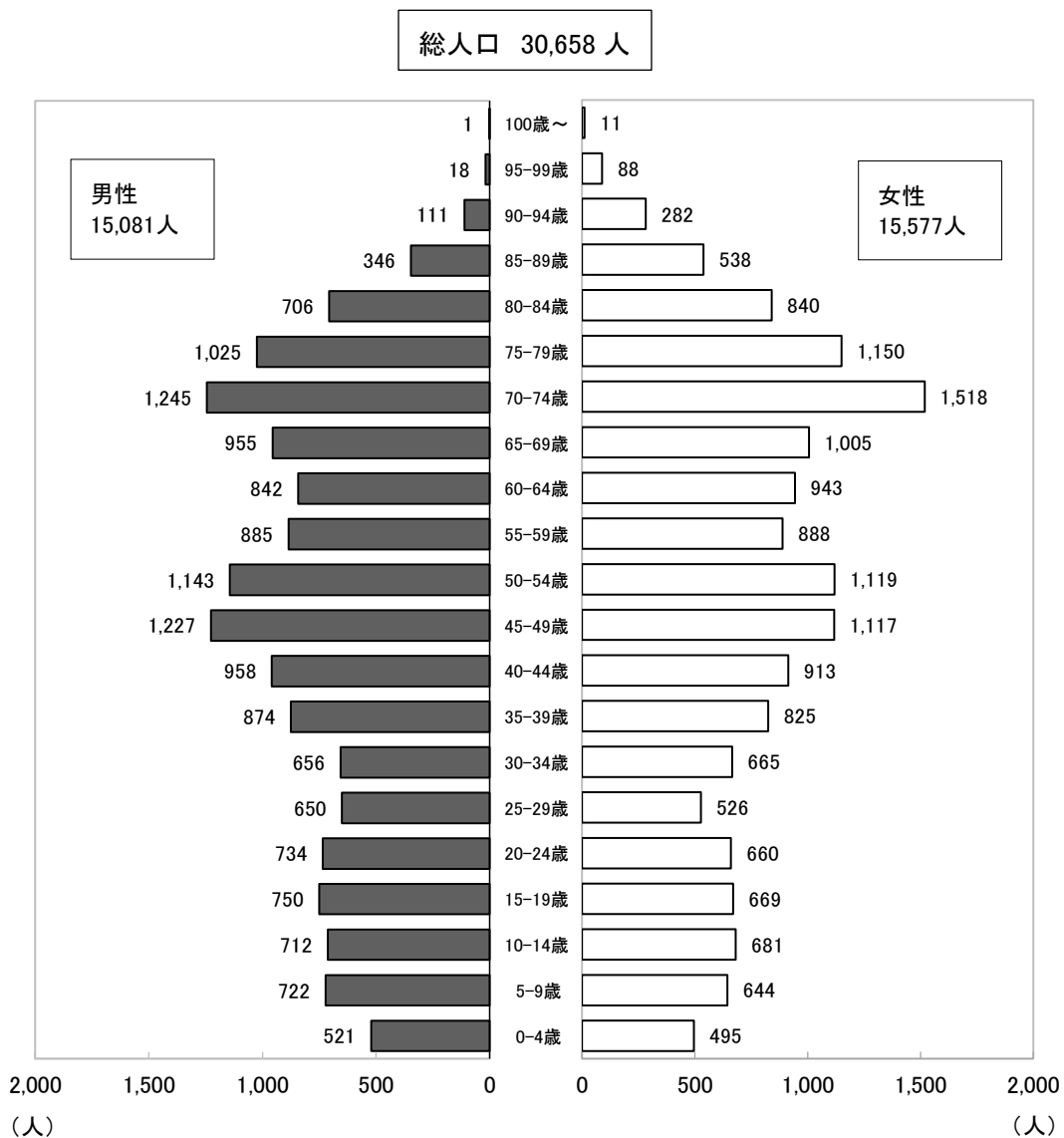
第2章 本町の障がい者を取り巻く状況

1. 人口の状況

(1) 人口構成

令和5（2023）年1月1日現在の本町の総人口は、男性15,081人、女性15,577人の合計30,658人となっています。

年齢構成をみると、男女とも「70-74歳」「45-49歳」などの階層の人口が多くなっています。



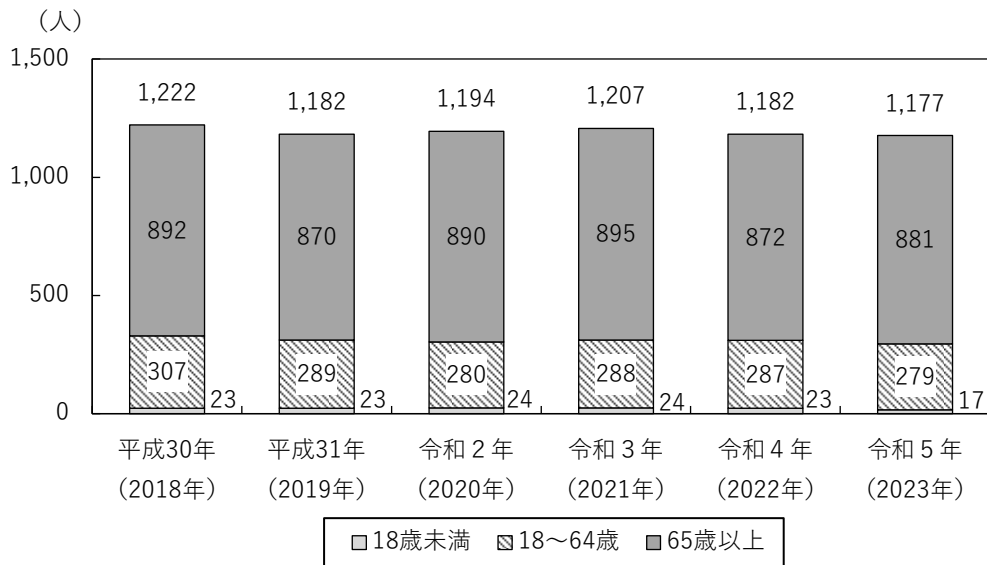
資料：住民基本台帳（令和5（2023）年1月1日現在）

2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

①年齢階層別

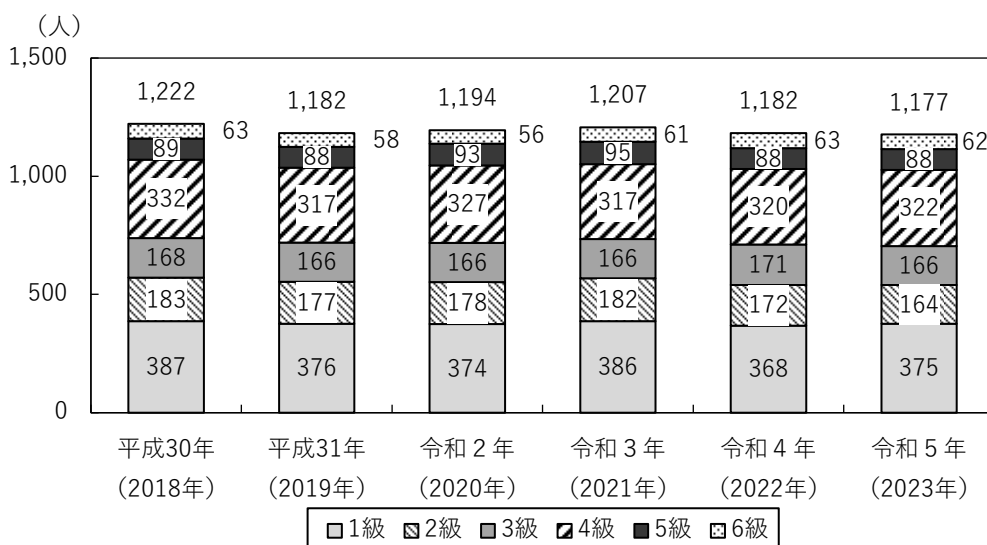
本町の身体障害者手帳所持者は、令和5（2023）年3月31日現在1,177人で、令和3（2021）年以降、減少傾向となっています。年齢階層別にみると「65歳以上」の高齢者が多く、令和5（2023）年では881人で全体の74.9%を占めています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②等級別

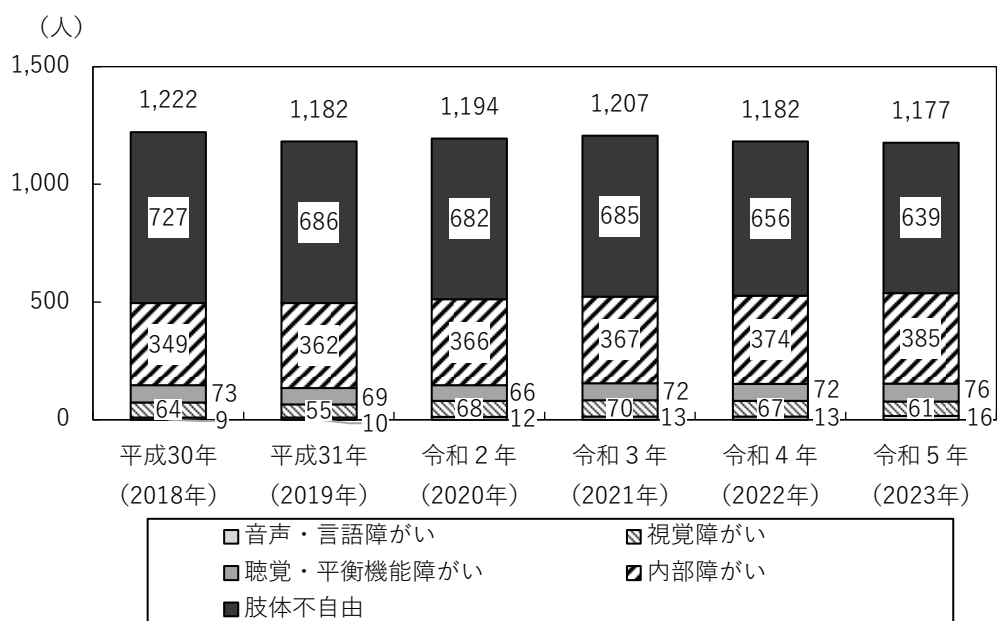
身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」が最も多く、令和5（2023）年は375人で31.9%を占めています。また、1級、2級を合わせた重度障がい者は、539人で全体の45.8%と半数近くになっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

③障がい種別

身体障害者手帳所持者を障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、令和5（2023）年は639人で全体の54.3%を占めています。また、「内部障がい」は平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて36人（10.3%）増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

④内部障がいの内訳

内部障がいの内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く、次いで「じん臓機能障がい」、「ぼうこう・直腸機能障がい」となっています。

	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
心臓機能障がい	178	193	193	192	197	205
じん臓機能障がい	93	98	101	106	101	100
ぼうこう・直腸機能障がい	50	46	49	45	50	55
呼吸器機能障がい	21	19	14	15	15	16
小腸機能障がい	3	3	3	3	5	4
免疫機能障がい	1	1	1	1	1	1
肝機能障がい	3	2	5	5	5	4
合計	349	362	366	367	374	385

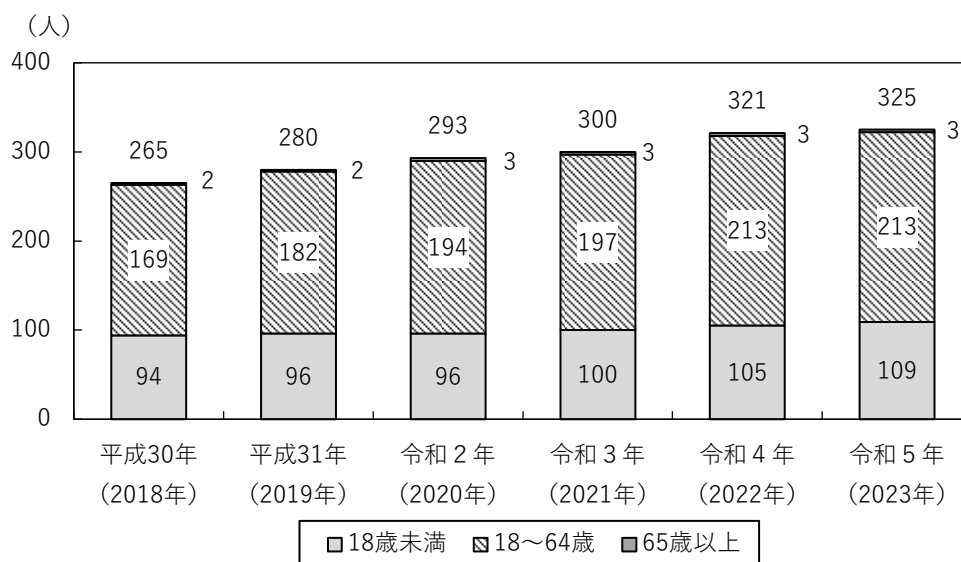
資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(2) 知的障がい者の状況

①年齢階層別

療育手帳所持者は、令和5（2023）年3月31日現在325人で、平成30（2018）年の265人から60人（22.6%）増加しています。

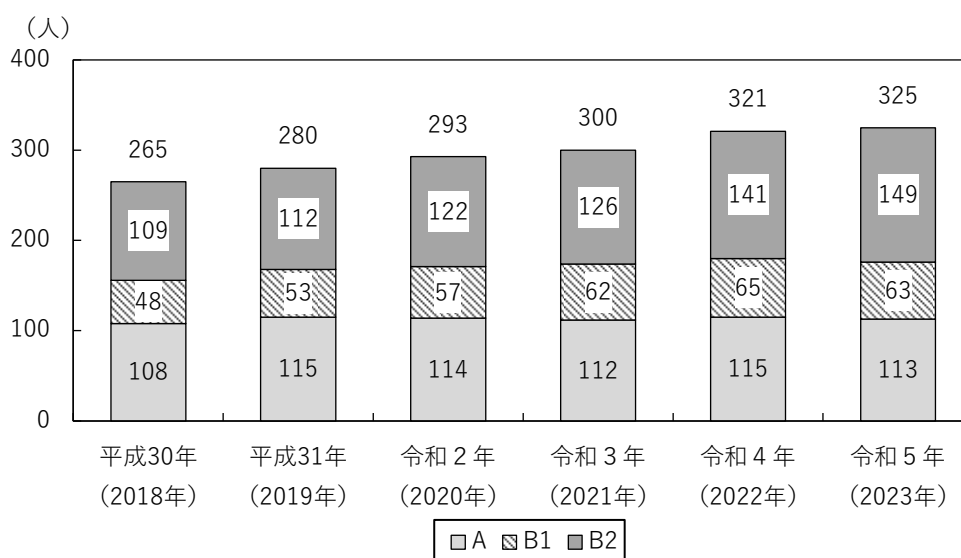
年齢階層別にみると、令和5（2023）年は18歳未満が109人（33.5%）となっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②判定別

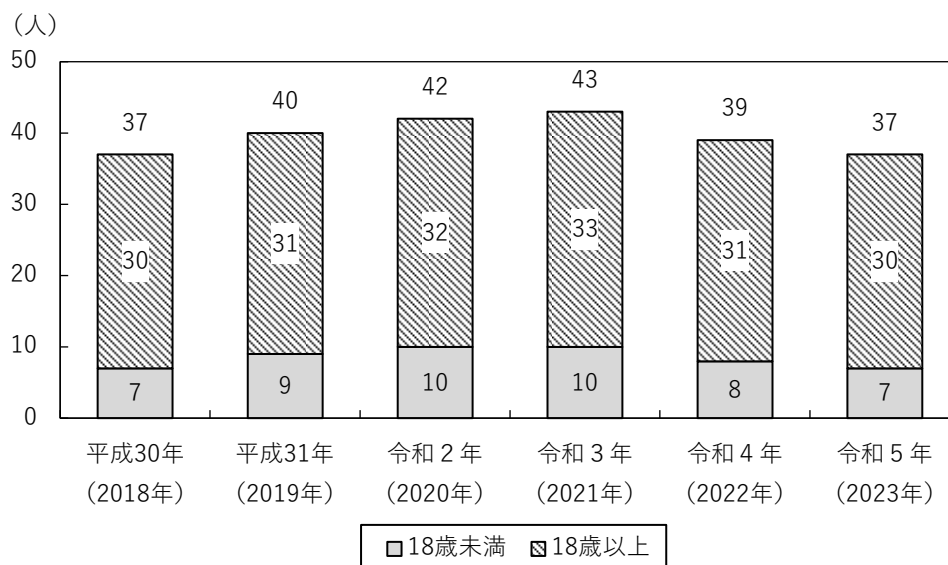
療育手帳所持者を判定別にみると、「A」「B2」が多く、「A」は令和5（2023）年で113人（34.8%）となっています。また、「B2」は平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて、40人（36.7%）増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(3) 重症心身障がい児（者）（※）の状況

重症心身障がい児（者）は、令和5（2023）年で37人となっています。年齢階層別にみると、令和5（2023）年は18歳未満が7人、18歳以上が30人となっています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

※重症心身障がい児（者）

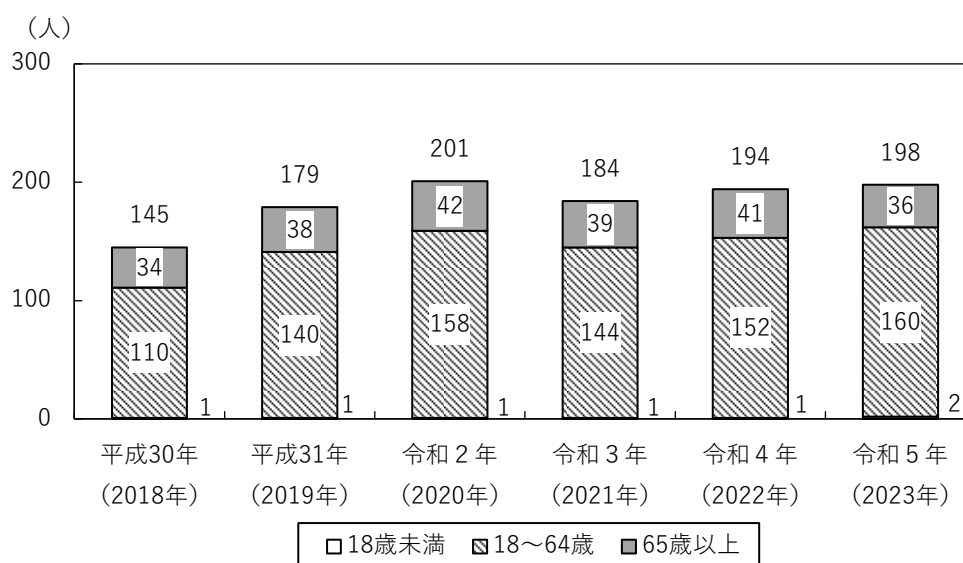
重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。さらに成人した重症心身障がい者を含めて重症心身障がい児（者）と呼ぶことに定めています。

(4) 精神障がい者の状況

①年齢階層別

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5（2023）年3月31日現在198人で、平成30（2018）年の145人から53人（36.6%）増加しています。

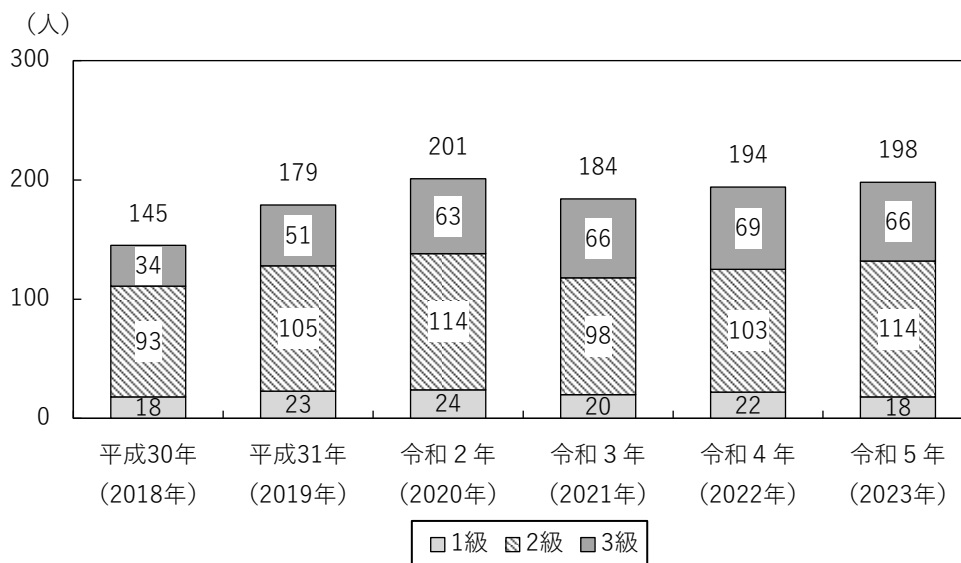
年齢階層別にみると、令和5（2023）年は18～64歳が160人で80.8%を占めています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、「2級」が最も多く、令和5（2023）年は114人（57.6%）となっています。

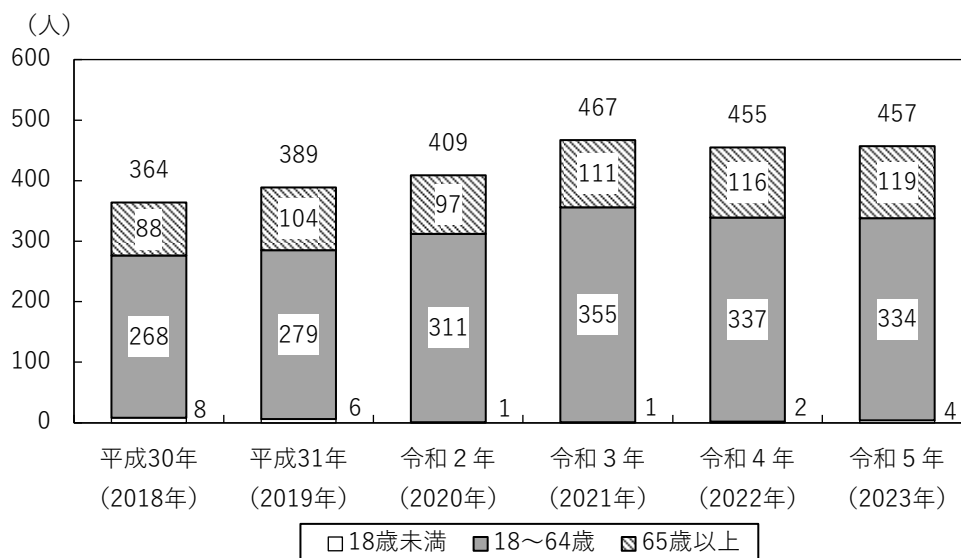


資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

③自立支援医療費（精神通院治療）

自立支援医療費の申請者数は、令和5（2023）年3月31日現在457人で平成30年（2018）年の364人から93人（25.5%）増加しています。

年齢階層別にみると、令和5（2023）年は18～64歳が334人で73.1%を占めています。

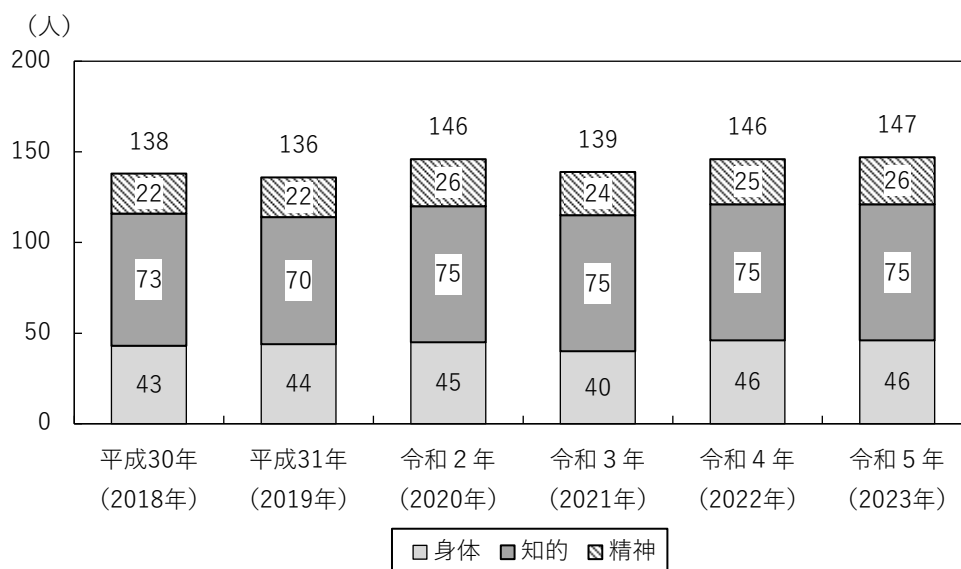


資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

(5) 障がい支援区分認定者の状況

①認定者数の推移

障がい支援区分認定者（受給者）は、令和5（2023）年3月31日現在147人で、身体障がい者46人、知的障がい者75人、精神障がい者26人となっています。平成30（2018）年と比べるとすべての手帳所持者でやや増加しています。



資料：地域福祉課（各年3月31日現在）

②認定区分別人数の内訳

区分別の人数をみると、身体障がい者は区分6、知的障がい者は区分4、精神障がい者は区分2がそれぞれ最も多くなっています。

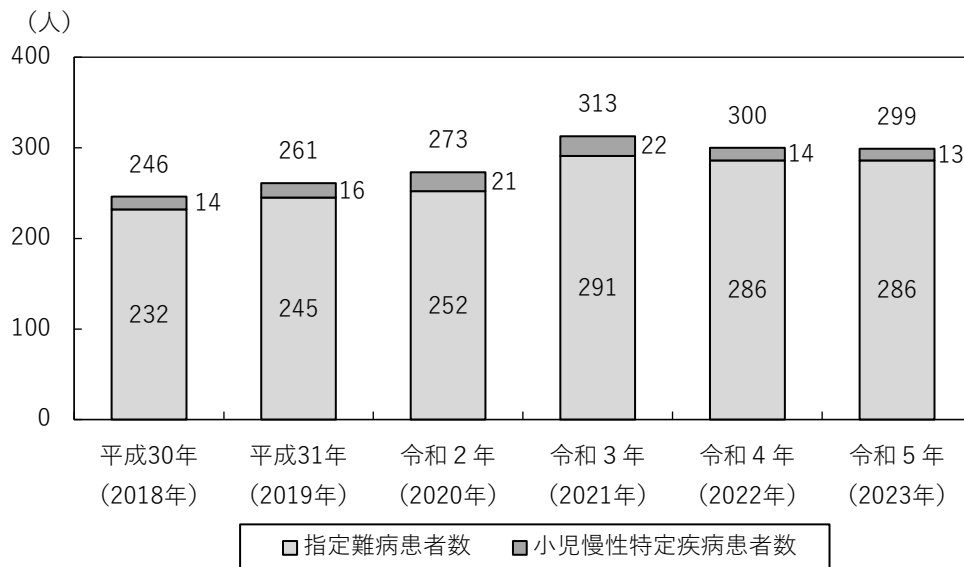
	身体	知的	精神
区分6	22	13	1
区分5	11	13	1
区分4	7	20	7
区分3	6	9	5
区分2	4	19	17
区分1	0	2	1
合計	50	76	32

※障がい重複している場合は、主な障がいの方で集計

資料：地域福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）

(6) 指定難病患者数などの状況

令和5（2023）年3月31日現在、指定難病患者数は286人、小児慢性特定疾病患者数は13人となっています。



資料：加古川健康福祉事務所（各年3月31日現在）

3. 就学などの状況

(1) 町内保育所・認定こども園・幼稚園の状況

障がいのある子どもの在籍状況は、令和5（2023）年4月1日現在、保育所5人、認定こども園3人、幼稚園9人となっています。

■保育所・幼稚園などの状況

(人)

区分	項目	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
保育所	在籍児数	589	402	391
	障がい児数	10	9	5
	加配保育士数	6	3.3	3.4
認定こども園	在籍児数	/	177	164
	障がい児数		7	3
	加配保育士数		4	4
幼稚園	在籍児数	275	270	250
	障がい児数	10	18	9
	特別支援教育指導補助員	16	18	16

資料：こども課・教育課（各年4月1日現在）

(2) 特別支援学級、特別支援学校などの状況

特別支援学級の学級数は、令和5（2023）年4月1日現在、小学校15学級、中学校4学級となっています。

■特別支援学級の状況1

区分	項目	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校	学校数	5	5	5
	設置校数	5	5	5
	学級数	14	12	15
	児童数	63	50	67
中学校	学校数	2	2	2
	設置校数	2	2	2
	学級数	4	4	4
	生徒数	13	21	17

資料：教育課（各年4月1日現在）

■特別支援学級の状況2

(人)

区分		項目	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
知的障がい	小学校	学級数	6	5	7
		児童数	33	26	35
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	8	9	7
自閉・情緒障がい	小学校	学級数	5	5	5
		児童数	26	21	27
	中学校	学級数	2	2	2
		生徒数	5	12	10
肢体不自由	小学校	学級数	3	2	3
		児童数	4	3	5
	中学校	学級数	0	0	0
		生徒数	0	0	0

資料：教育課（各年4月1日現在）

■特別支援学校などの状況

(人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
神戸大学附属特別支援学校	1	0	1	2
加古川市立加古川養護学校	3	0	0	3
兵庫県立いなみ野特別支援学校	9	6	14	29

資料：特別支援学校など（令和5（2023）年4月1日現在）

■特別支援学校などの卒業後の進路（町外者含む）

(人)

年度	卒業生徒数	進学者数	一般就労者数	施設	在宅・その他
令和2年度 (2020年度)	4	0	0	4	0
令和3年度 (2021年度)	4	0	1	3	0
令和4年度 (2022年度)	5	0	0	5	0
令和5年度見込 (2023年度見込)	5	0	1	4	0

資料：特別支援学校など（各年度4月1日現在）

4. 雇用・就労の状況

(1) 民間企業における雇用状況の推移

兵庫県内の民間企業（45.5人以上規模の企業）における障がい者の法定雇用率は2.3%です。雇用状況は下記のとおりです。

■兵庫県内の民間企業

年	企業数 (企業)	雇用状況			雇用率達成 企業の割合 (%)
		算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率 (%)	
令和2年 (2020年)	3,481	732,796.0	16,167.5	2.21	50.9
令和3年 (2021年)	3,603	735,577.0	16,555.0	2.25	49.5
令和4年 (2022年)	3,598	722,537.0	16,497.0	2.28	50.5

資料：兵庫県労働局（各年6月1日現在）

(2) 行政機関における雇用状況

行政機関における法定雇用率は2.6%です。令和5（2023）年6月1日現在、本町における雇用率は2.5%となっています。

機関名	算定基礎労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)
稲美町	280	7	2.5

資料：総務課（令和5（2023）年6月1日現在）

(3) 新規求職の状況

加古川公共職業安定所管内の障がい者の新規求職の状況は、下記のとおりです。

■加古川公共職業安定所管内

(件)

年	新規求職申し込み件数					就職件数
	身体	知的	精神	その他	計	
平成30年 (2018年)	33	14	47	4	98	74
令和元年 (2019年)	45	12	46	4	107	67
令和2年 (2020年)	29	19	39	4	91	61
令和3年 (2021年)	17	15	34	18	84	71
令和4年 (2022年)	30	19	66	10	125	68
令和5年 (2023年)	32	16	56	4	108	70
合計	186	95	288	44	613	411

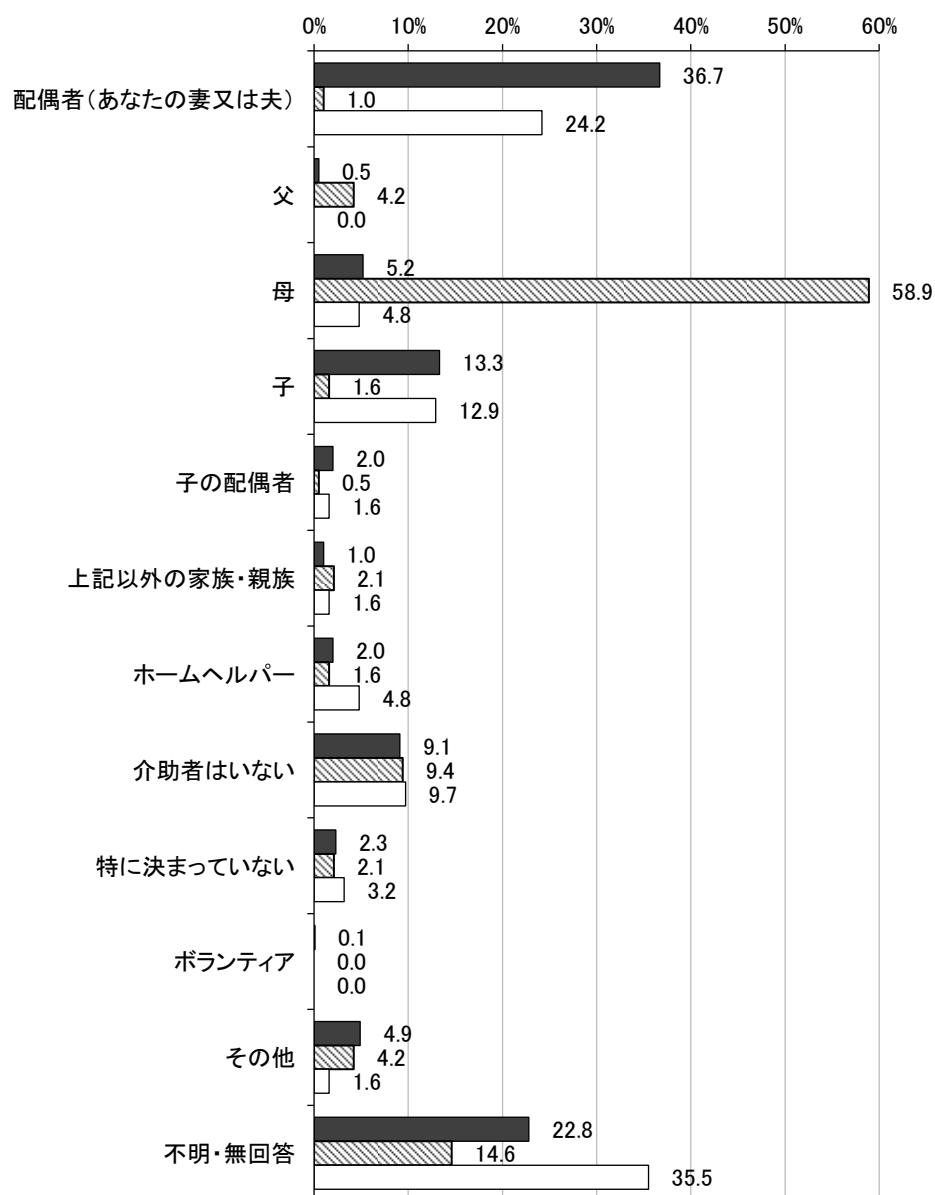
資料：加古川公共職業安定所（各年5月末日現在）

5. アンケート調査からみた状況

※身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の区分は、設問で「手帳を所持している」と回答した人数によるものであり、重複障がい者がいるため、回答の合計数は回答者数とは一致しません。また複数回答の設問では、回答割合の合計は100%を超えます。

■主な介助者（○は1つだけ）

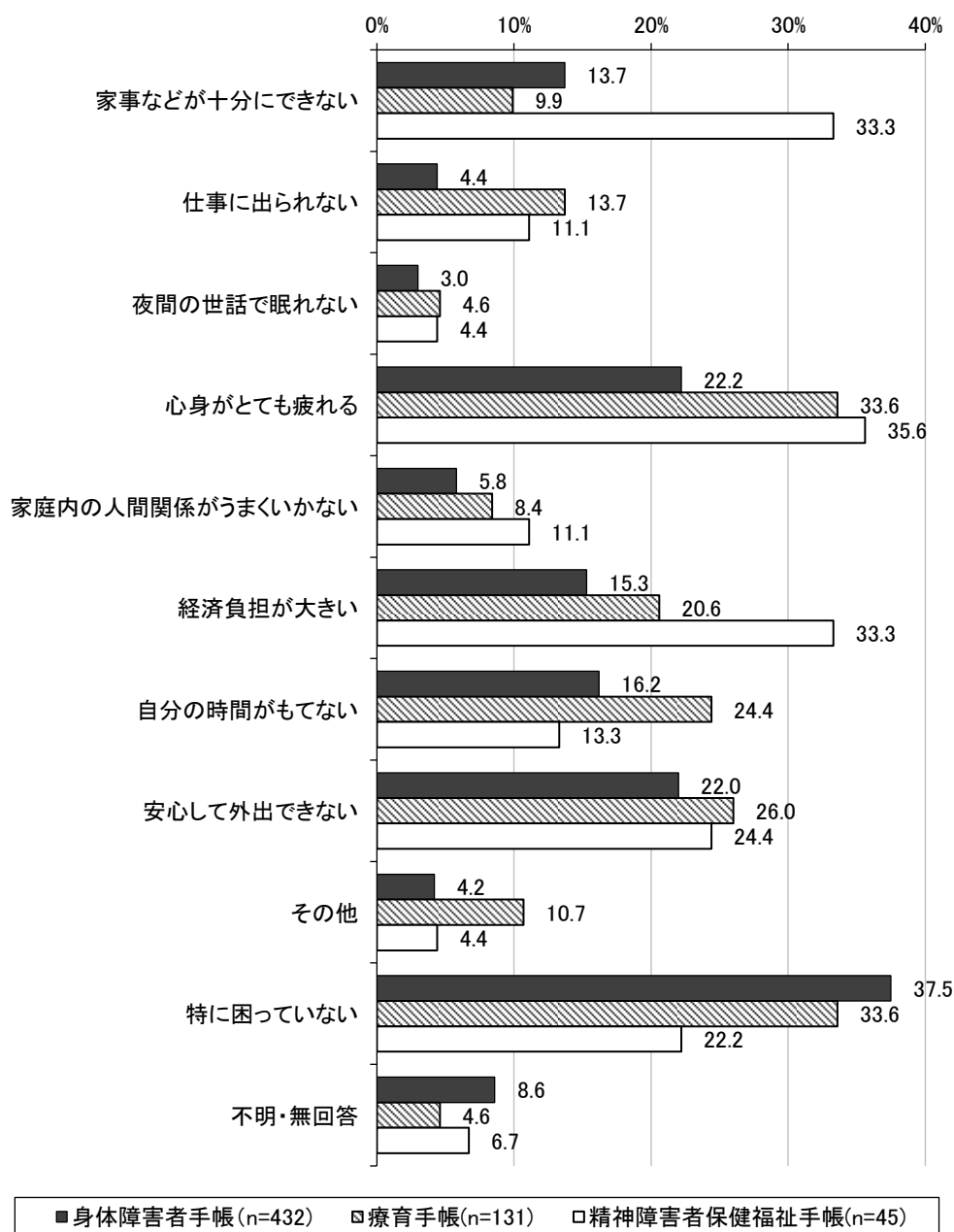
手帳種別にみると、身体、精神では「配偶者（あなたの妻又は夫）」が最も多く、療育では「母」が最も多くなっています。



■身体障害者手帳(n=736) □療育手帳(n=192) □精神障害者保健福祉手帳(n=112)

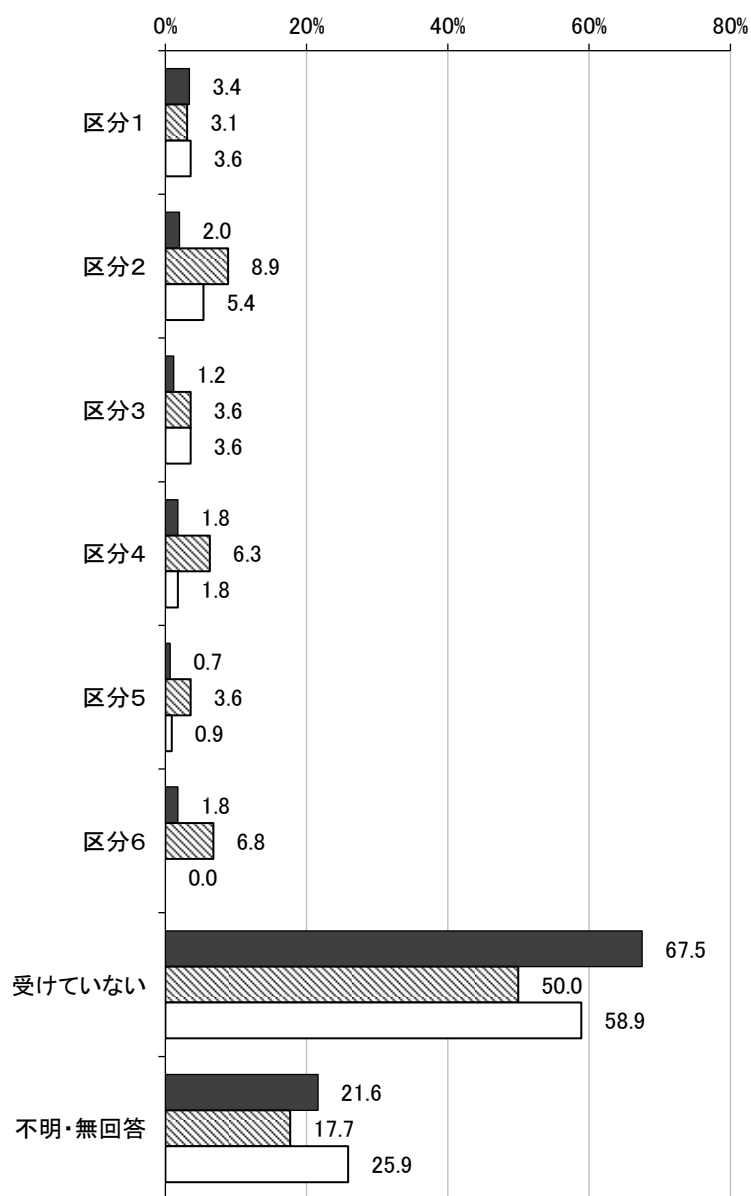
■日常生活の中で介助者が困っていること（〇は3つまで）

手帳種別にみると、身体では「特に困っていない」、精神では「心身がとても疲れる」が最も多くなっています。療育では「心身がとても疲れる」「特に困っていない」が最も多くなっています。



■障がい支援区分認定（○は1つだけ）

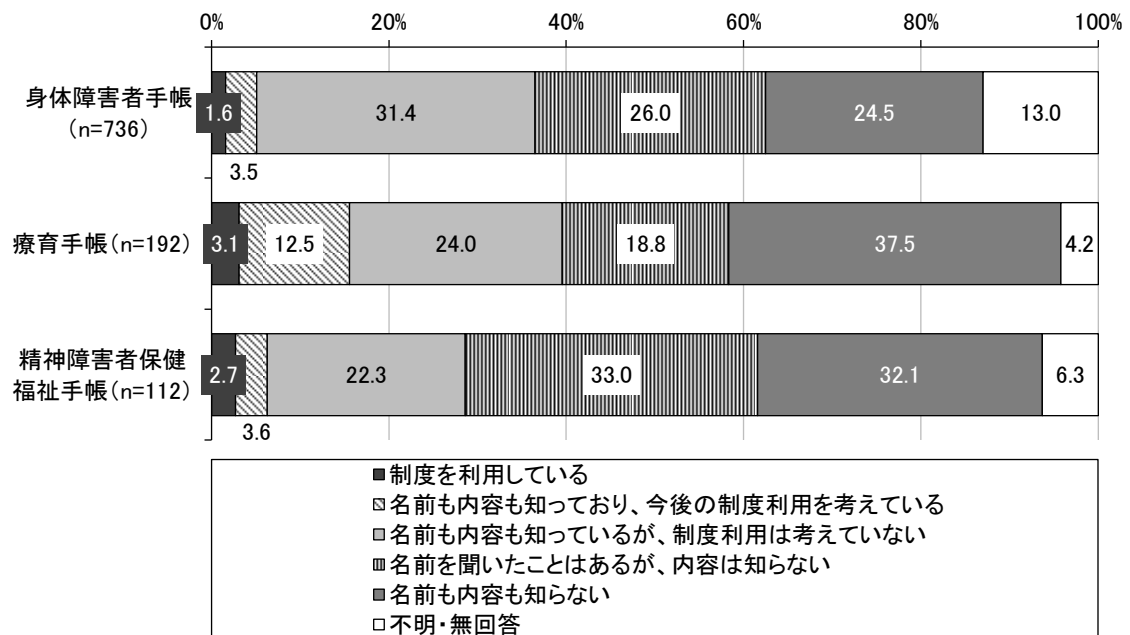
手帳種別にみると、すべての手帳所有者で「受けていない」が最も多くなっています。療育では支援区分認定を受けている割合が他より多くなっています。



■身体障害者手帳(n=736) □療育手帳(n=192) □精神障害者保健福祉手帳(n=112)

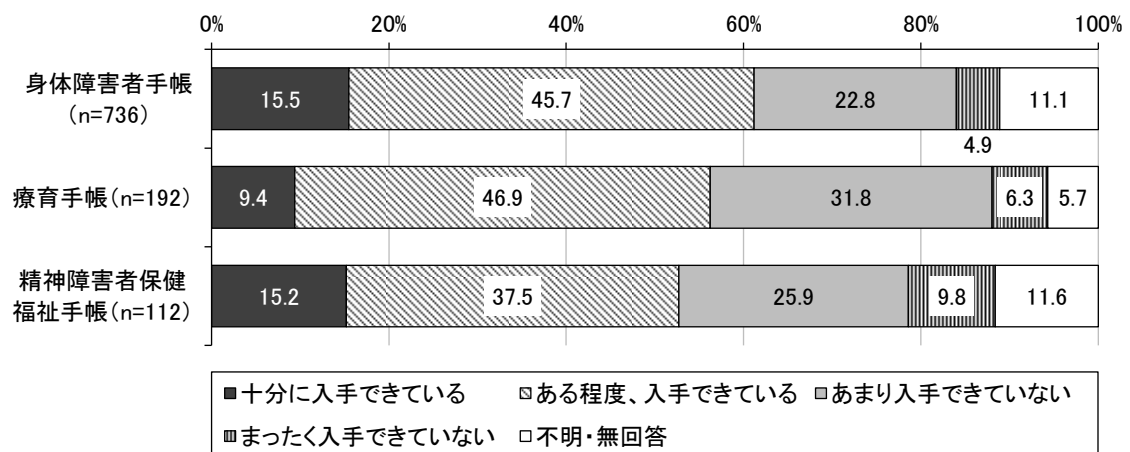
■成年後見制度の認知度（○は1つだけ）

手帳種別にみると、すべての手帳所持者で内容を知らない人（「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」＋「名前も内容も知らない」）が半数以上を占めています。



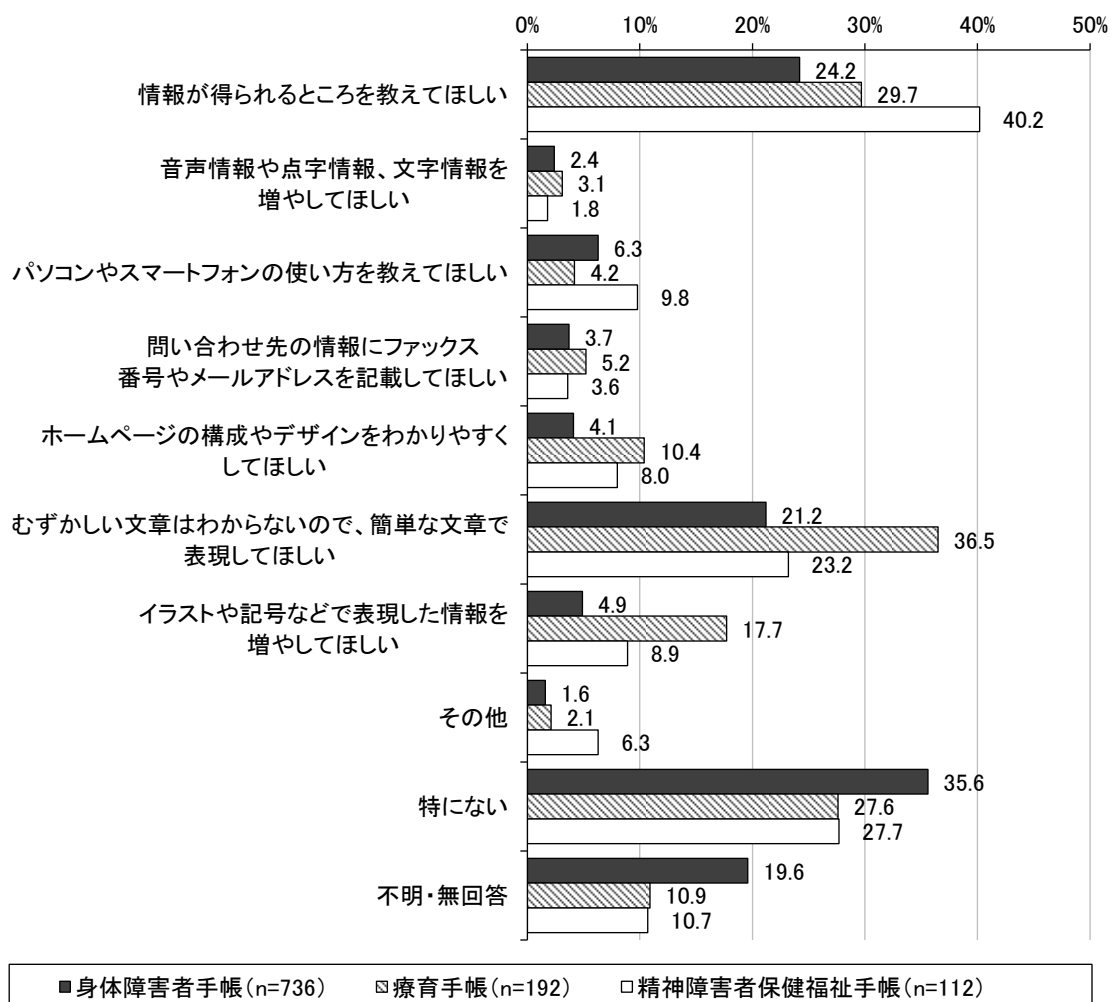
■障がい者の福祉制度や福祉サービスなどに関する情報（○は1つだけ）

手帳種別にみると、すべての手帳所持者で「ある程度、入手できている」が最も多くなっています。精神では「まったく入手できていない」の割合が他よりも多くなっています。



■情報の入手（○はあてはまるものすべて）

手帳種別にみると、身体では「特にない」、療育では「むずかしい文章はわからないので、簡単な文章で表現してほしい」、精神では「情報が得られるところを教えてほしい」がそれぞれ最も多くなっています。

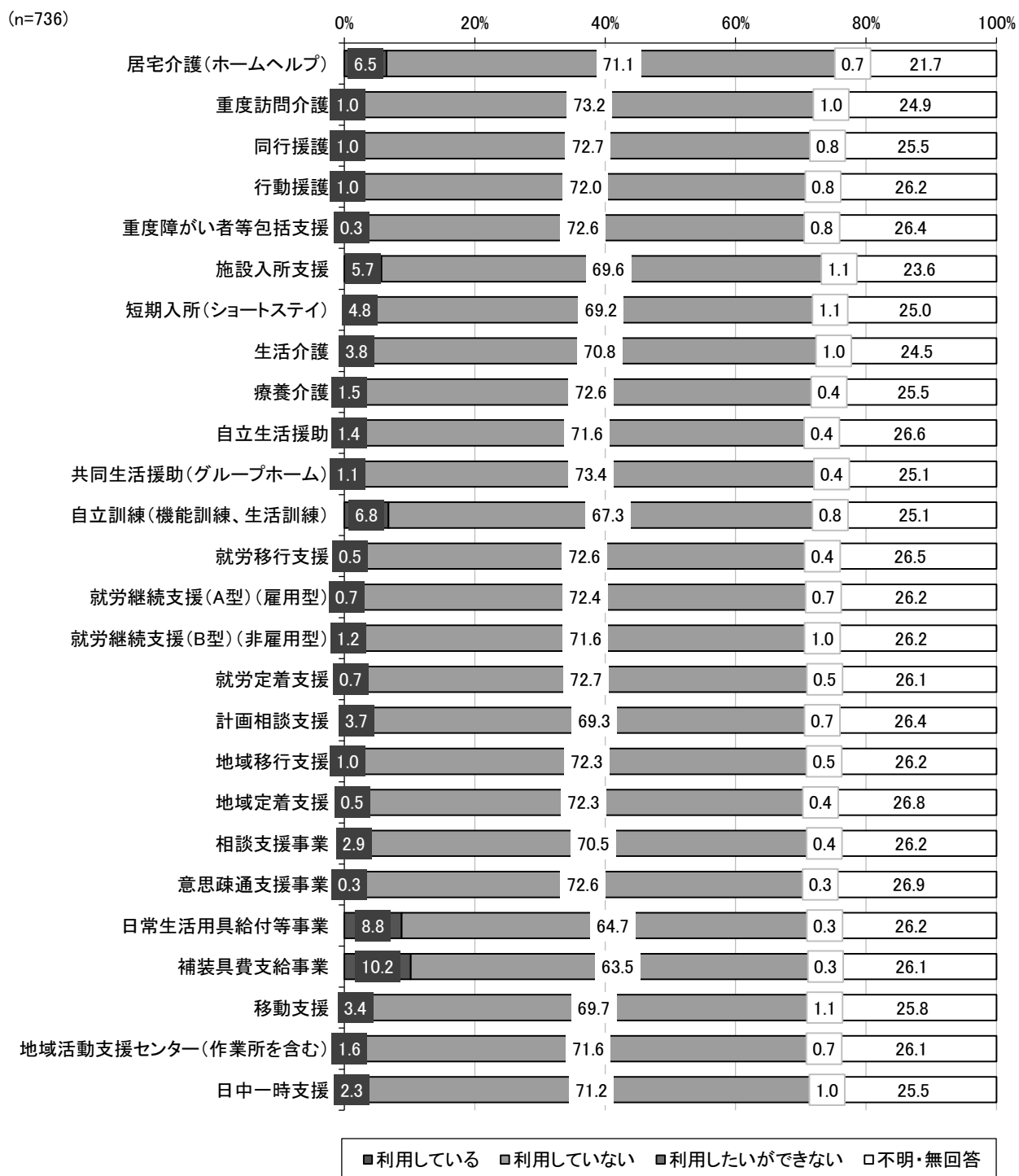


■サービスの利用

①身体障害者手帳所持者

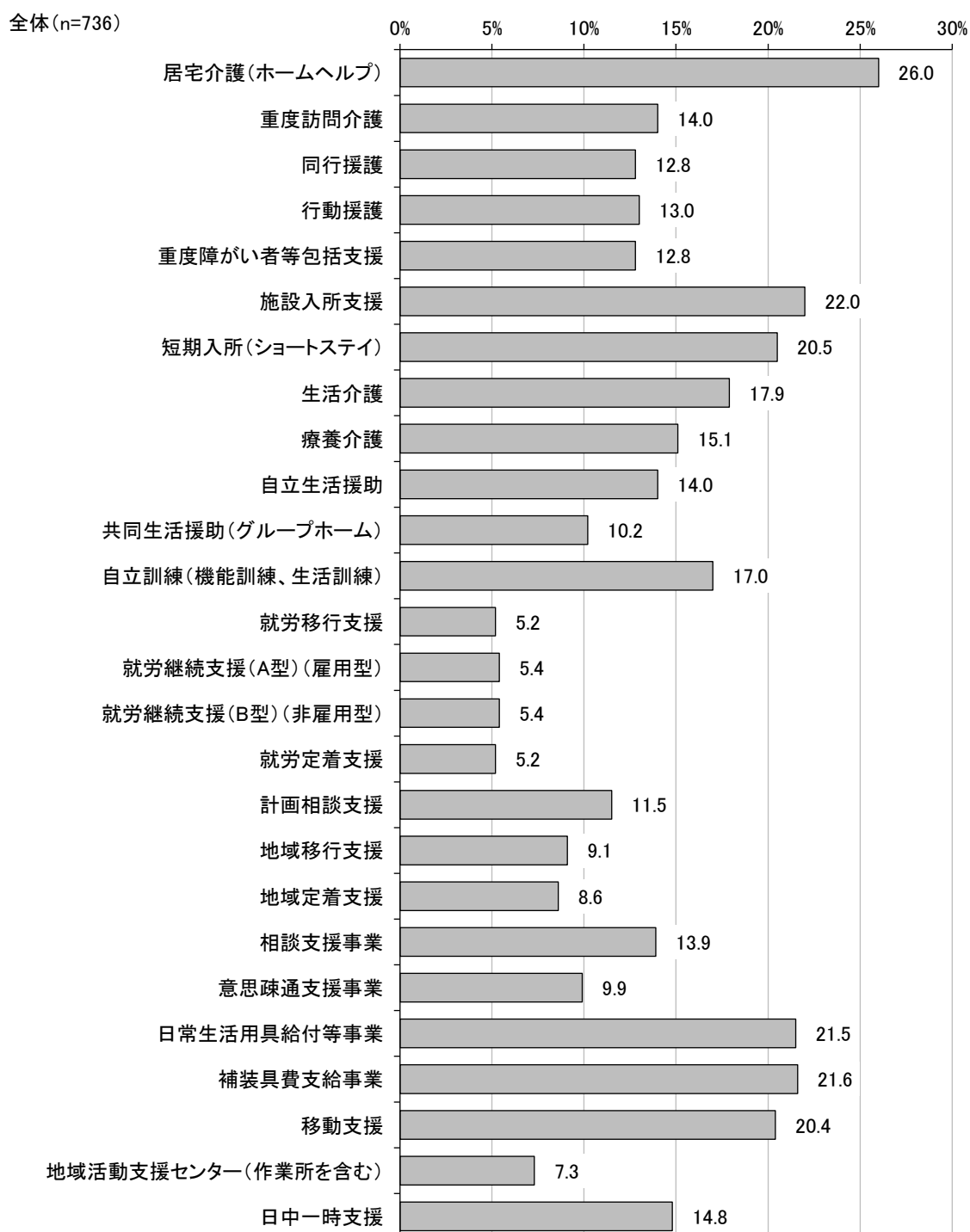
【現在の利用状況】

利用しているサービスについてみると、「補装具費支給事業」「日常生活用具給付等事業」「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」などが多くなっています。



【今後の利用希望】

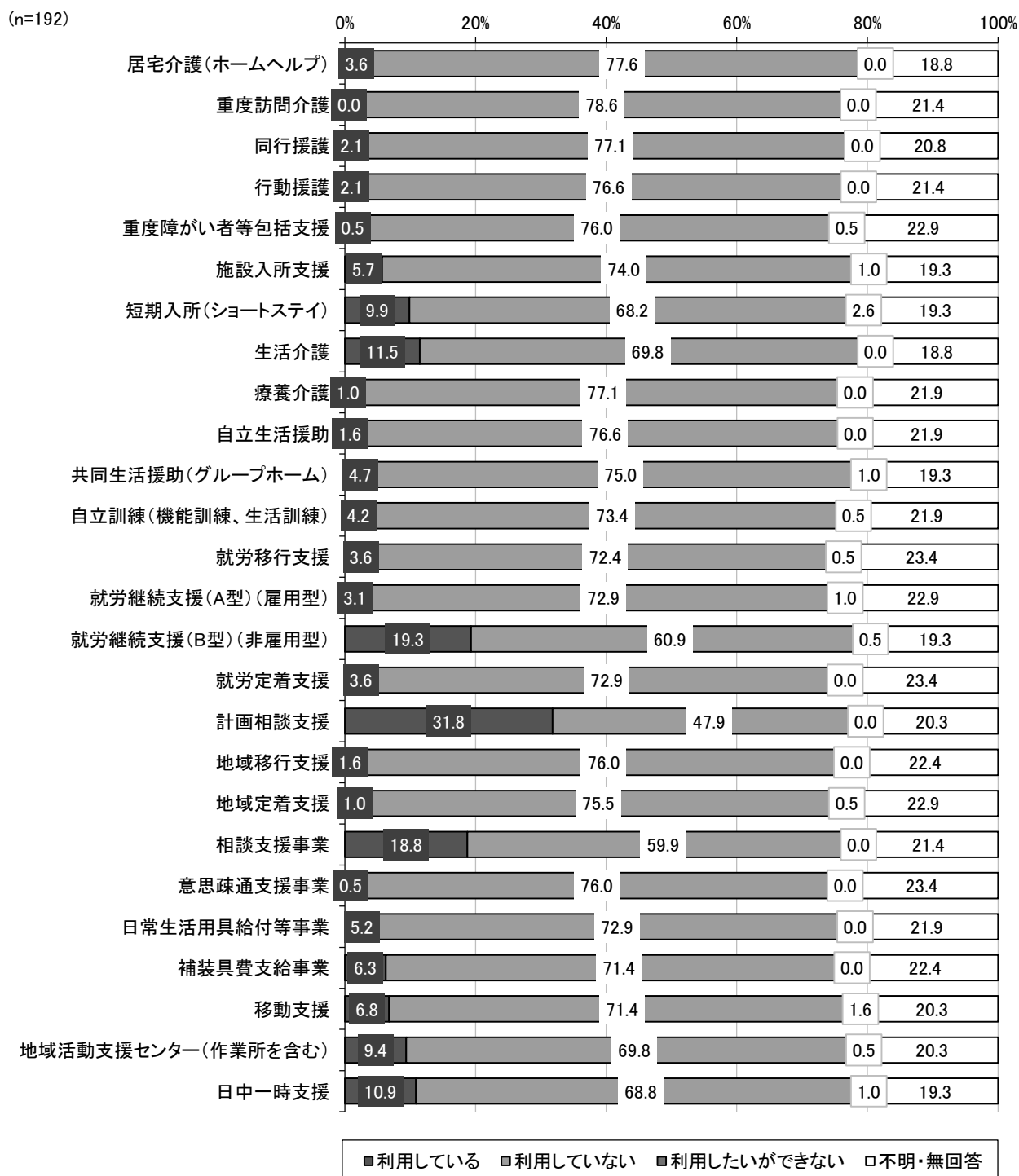
今後、利用したいサービスについてみると、「居宅介護（ホームヘルプ）」「施設入所支援」「補装具費支給事業」などが多くなっています。



②療育手帳所持者

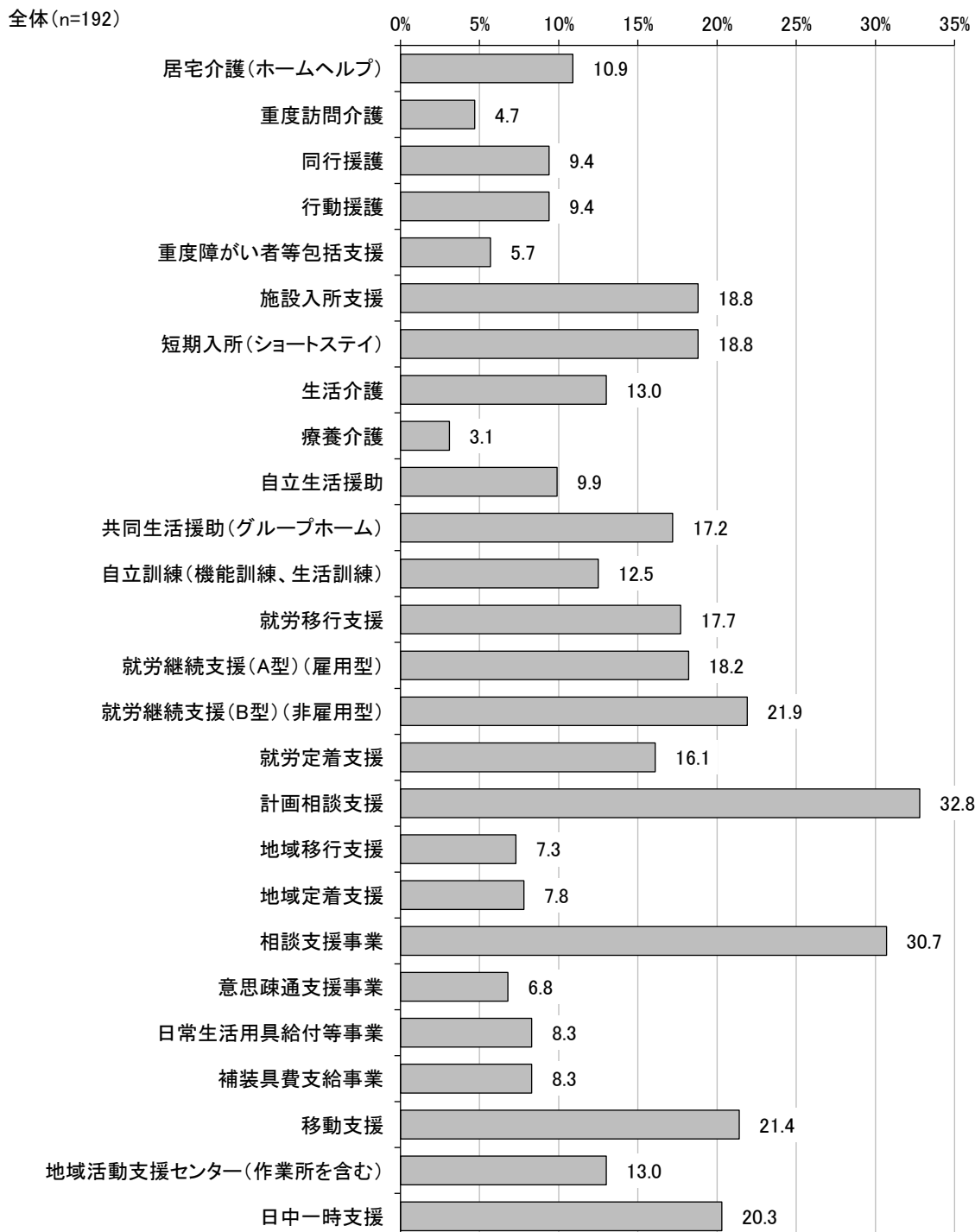
【現在の利用状況】

利用しているサービスについてみると、「計画相談支援」「就労継続支援（B型）（非雇用型）」「相談支援事業」などが多くなっています。



【今後の利用希望】

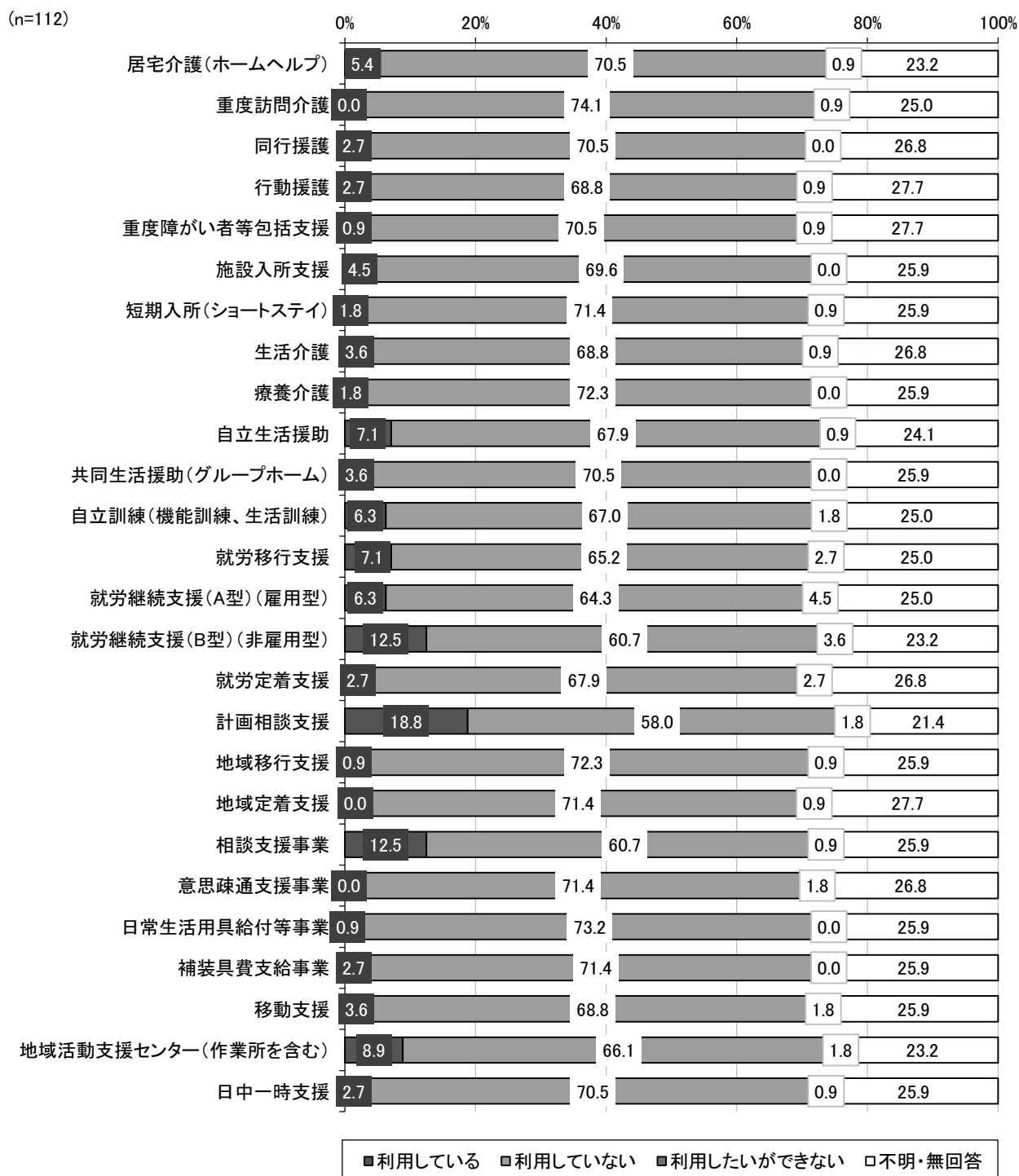
今後、利用したいサービスについてみると、「計画相談支援」「相談支援事業」「就労継続支援（B型）（非雇用型）」などが多くなっています。



③精神障害者保健福祉手帳所持者

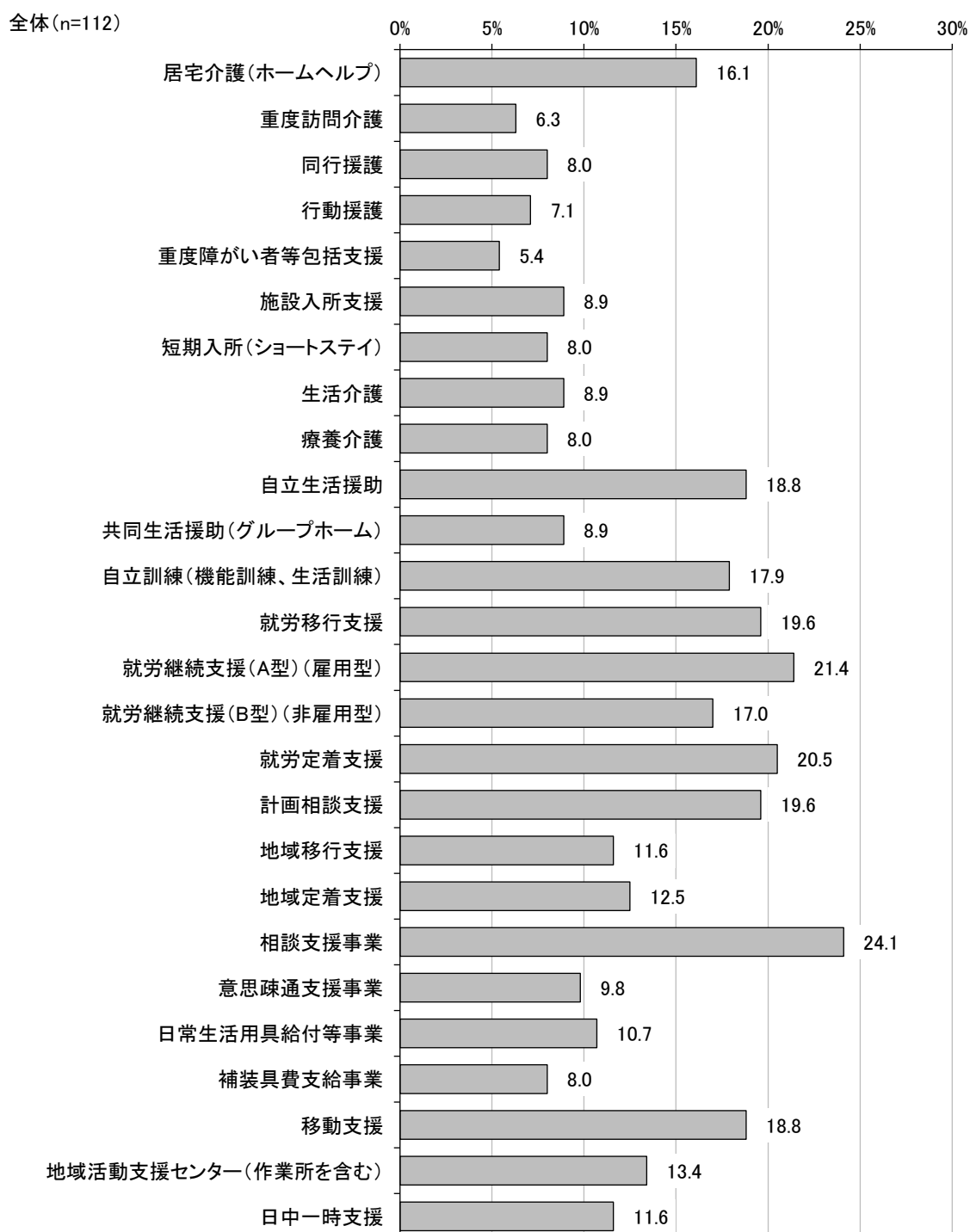
【現在の利用状況】

利用しているサービスについてみると、「計画相談支援」「就労継続支援（B型）（非雇用型）」「相談支援事業」などが多くなっています。



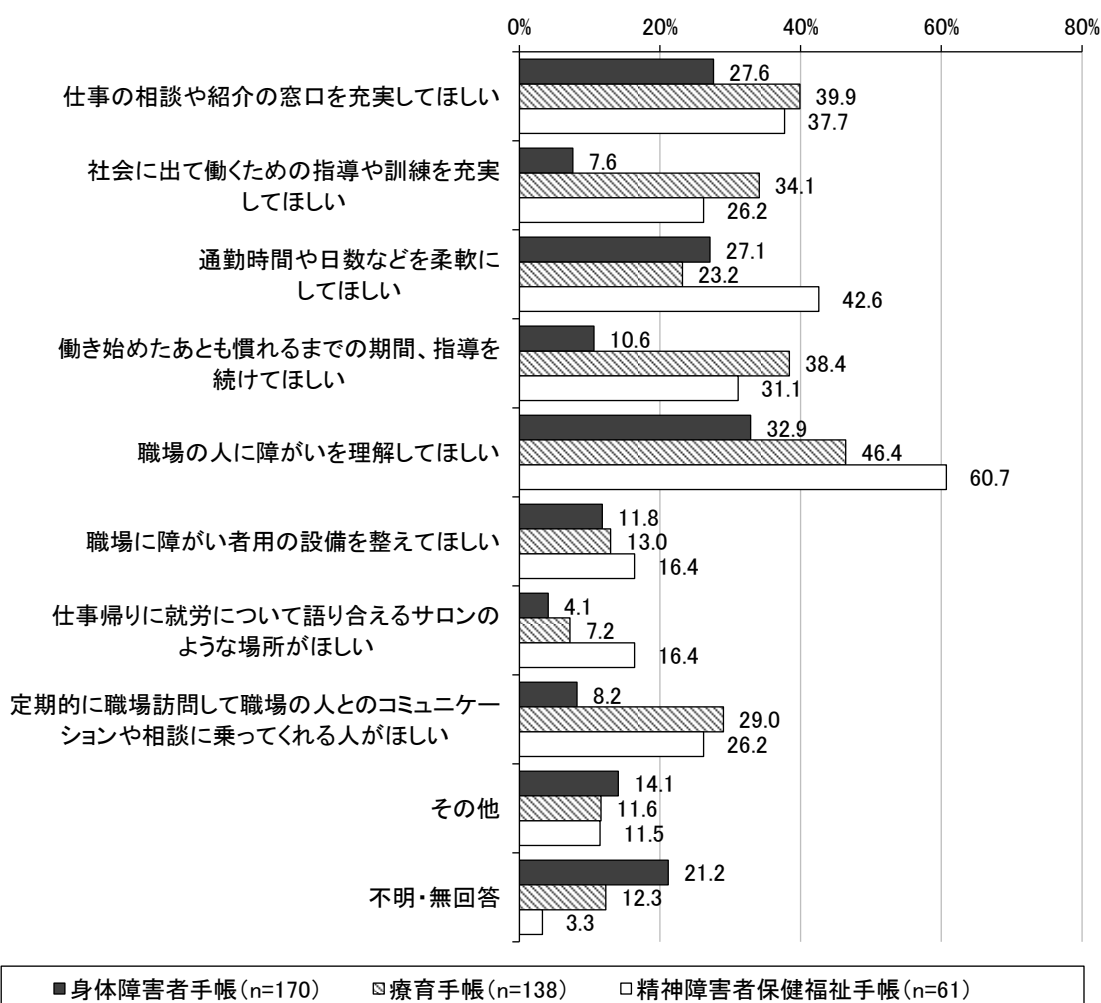
【今後の利用希望】

今後、利用したいサービスについてみると、「相談支援事業」「就労継続支援（A型）（雇用型）」「就労定着支援」などが多くなっています。



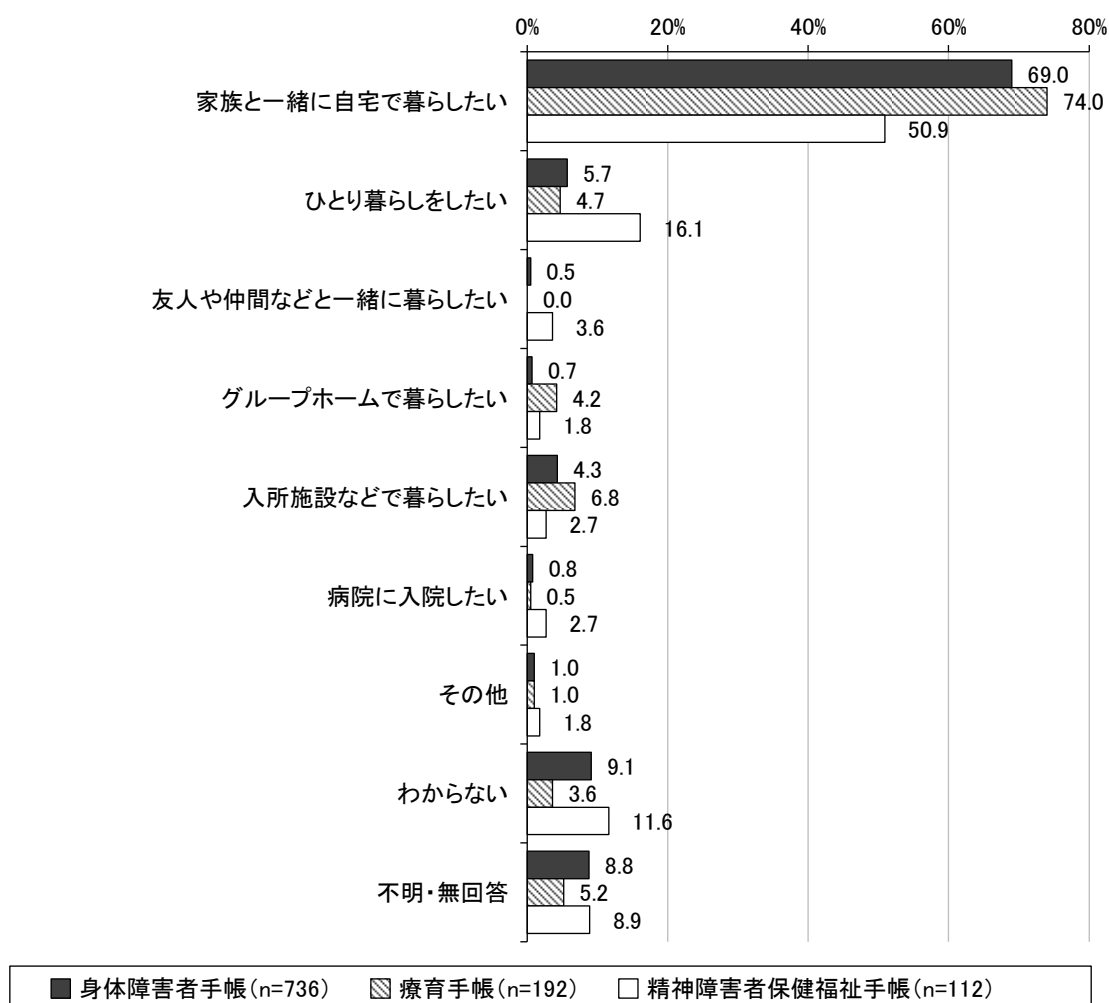
■働くとなれば（又は働き続けるために）何を望むか（○はあてはまるものすべて）

手帳種別にみると、すべての手帳所持者で「職場の人に障がいを理解してほしい」が最も多く、特に精神では60.7%と多くなっています。



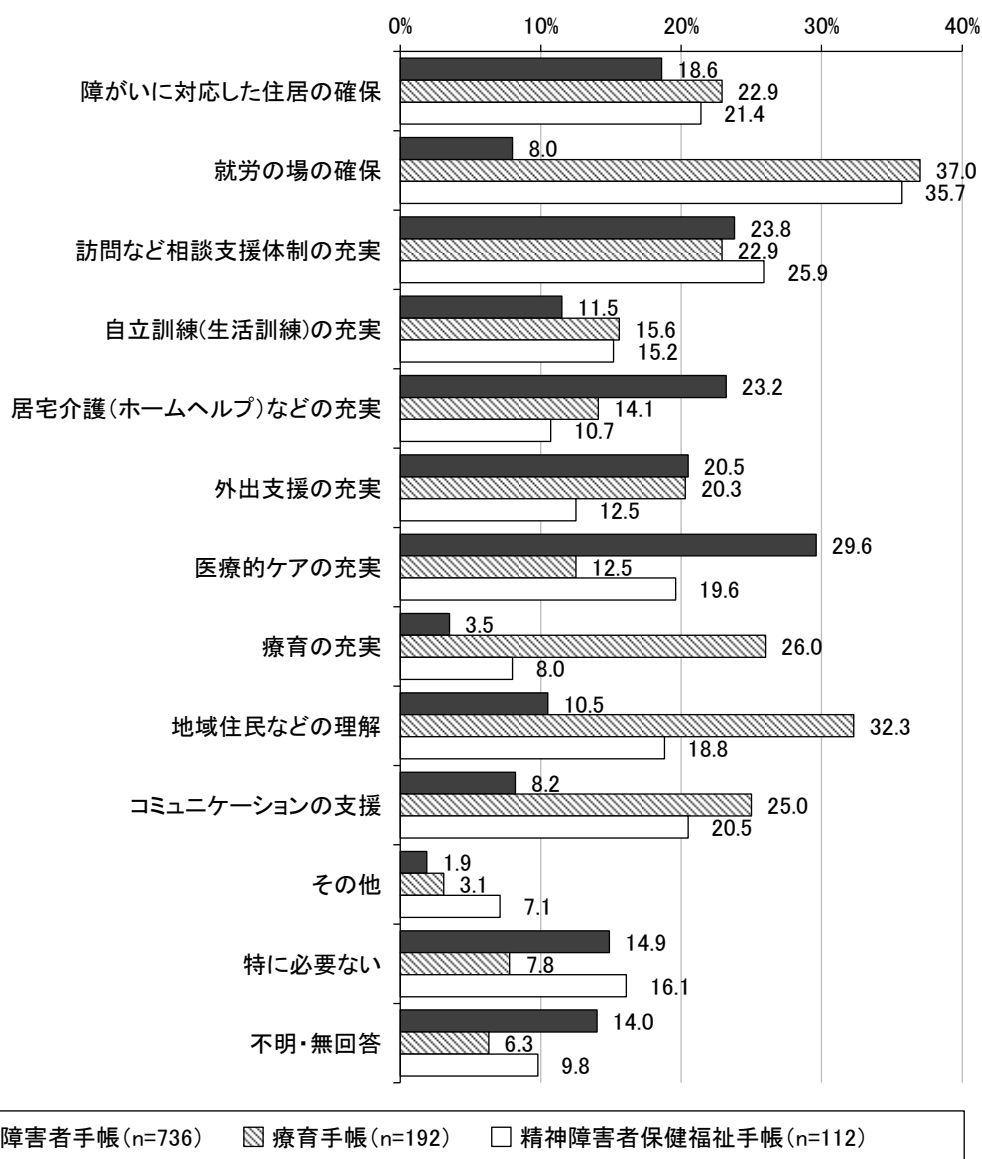
■これから3年以内にどのように暮らしたいか（○は1つだけ）

手帳種別にみると、すべての手帳所有者で「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。また、精神では「ひとり暮らしをしたい」が他よりも多くなっています。



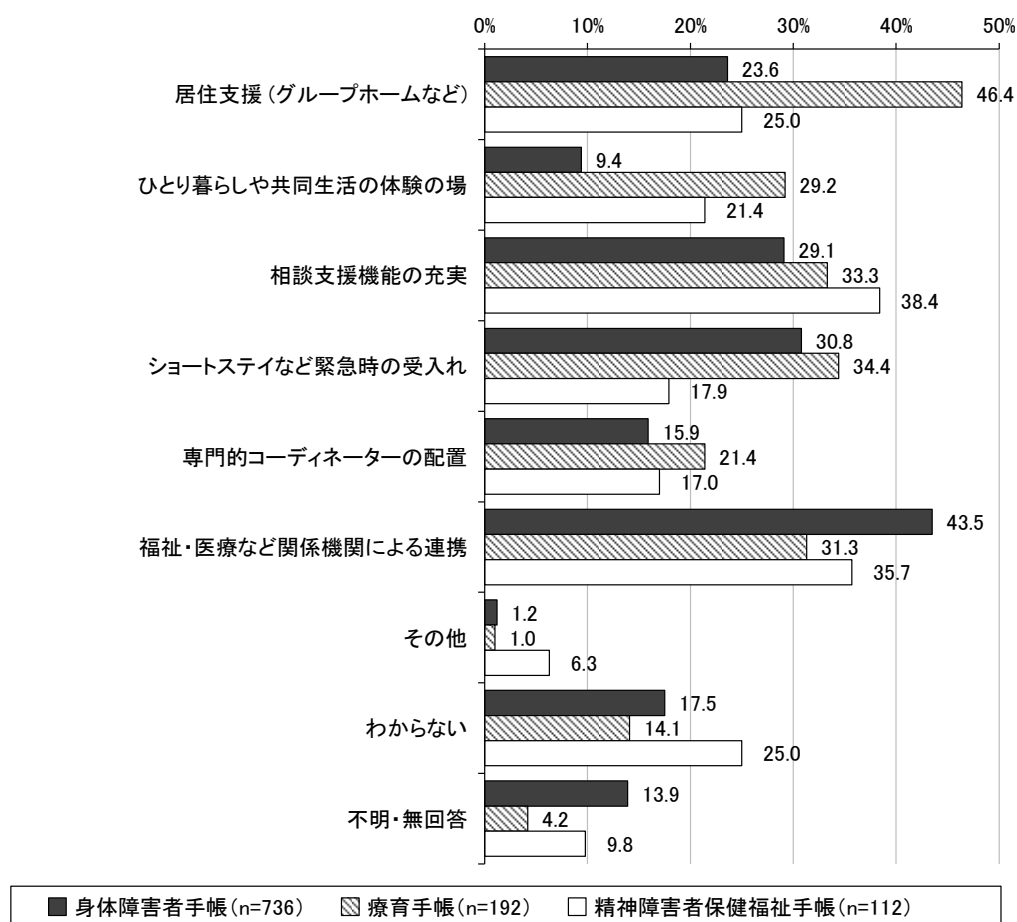
■地域で生活するために必要な支援（○はあてはまるものすべて）

手帳種別にみると、身体では「医療的ケアの充実」、療育では「就労の場の確保」、精神では「就労の場の確保」が最も多くなっています。



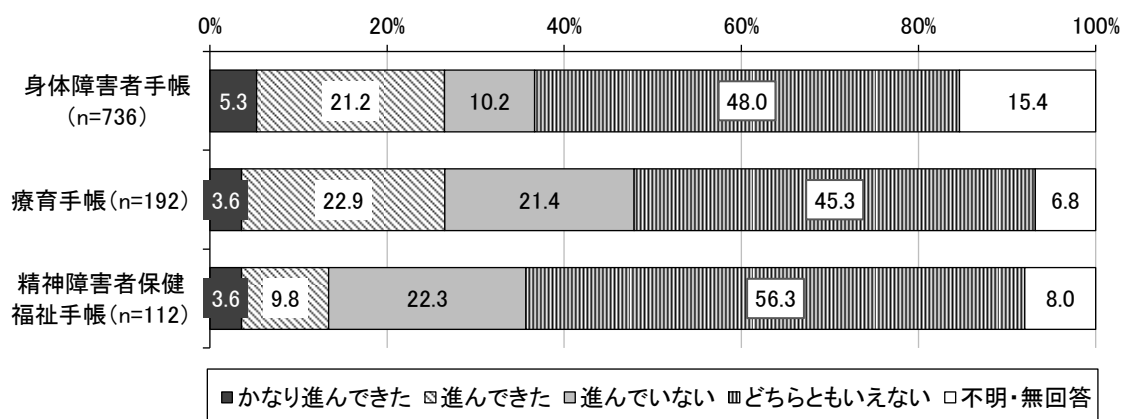
■地域生活支援拠点・体制に必要な機能（○は3つまで）

手帳種別にみると、身体では「福祉・医療など関係機関による連携」、療育では「居住支援（グループホームなど）」、精神では「相談支援機能の充実」が最も多くなっています。



■稲美町民の障がいに対する理解は進んでいるか（○は1つだけ）

手帳種別にみると、すべての手帳所持者で「どちらともいえない」が最も多くなっています。また、療育、精神では「進んでいない」の割合が身体よりも多くなっています。



■自由回答（主な意見）

親亡き後について

ひとり暮らしになったとき、孤立しない支援をしてほしい。
介護者が老齢になって面倒がみれなくなったときの介護施設への入所が心配です。
親が亡くなった後に、障がいのある人が安心して暮らせる施設が町内にほしいです。
私（親）亡き後に、子がどのように生活していけるだろうか心配を抱いております。自立を安心して支援してもらえる取り組みを願います。（①子どものために残したお金の安全な管理、②近所に迷惑をかけていないか見守りと支援…ゴミ出し、そうじなど、③例えばスマホなどの契約に伴う手続など相談できる人の存在があること。）
療育手帳の申請や判定を母がしてくれていますが有効期限があって本当に自分ですることになったらできるのか、もっと簡単にならないのか、医療費の助成も1年毎の申請や手続きを自分で相談に行けるのか、マイナンバーは何のためにあるのか、使えないな、と思っています。

障がい理解について

このアンケートのように、障がいのある人や家族のことを知ろうとする取り組みは大変うれしいです。障がい者が住みやすい町はだれもが住みやすい町です。みんなが居心地のいい町をつくるために、意見を交換したり、話し合ったりする機会があればぜひ参加させていただきたいです。
公の場所（老人が多く集まるところも）での椅子について手すりについているか、高めの座面か、安定しているか、手の力の弱い方に対する配慮はできているか。階段の高さ、手すり、トイレの高さ、手すりの位置、特別な部屋を使用しなくてもどこでも安定して使用できる備品が揃っていれば良いと思います。
障がいがある人の職場が増えてほしい。地域の人達との交流が広まったらいいなと思います。災害や地震になったとき、障がいの人達がとり残されないようになってほしいです。
障がい理解はどれだけ普段の生活の中で、みんながまじわって（出会いながら）すごせるかだと思います。色々な障がい（個性）があることを日常生活の中で知っていくことで色々な方がいてあたりまえという理解になると思います。そういう場があたりまえにあるような取り組みをお願いします。

就労・就学について

働く日数・時間を調整してほしいです。
ハローワーク稲美支部を役場の窓口においてほしい。
就労先が将来見つかるかは心配です。年金に加入できるような就労先が見つかるといいなと思います。自立は、できる方だと思いますが、障がい者での入職はせまき門だと思います。
就学支援の施設、入所施設をもっと増やしてほしい。
年齢で学年等を区切るのが無くなってほしいなと思う。（精神年齢で学べる学年を区切るなど）
就労継続支援A型作業所は、一般就労に向けての支援というけど朝～夕方までしか利用できないので、夕方～夜を利用できるようにしてほしい。（一般就労が朝～夕方の勤務とは限らない）

6. 第6期計画の実績

(1) 成果目標の実績

①施設入所者の地域生活への移行

【町の方針】

○令和5（2023）年度末までに施設から地域生活へ移行する人数を2人以上、令和5（2023）年度末時点の施設入所者数を19人以下とします。

【進捗状況】

○施設入所者の地域生活移行について、令和5（2023）年度末の施設入所者数の目標値19人に対して実績見込は20人、地域生活移行数は目標値2人以上に対して実績見込は5人、施設入所者数の削減は、目標値1人に対して実績見込は1人の増加となりました。

項目	目標値	実績見込
	第6期終了時	令和5年度末 (2023年度末)
施設入所者数	19人	20人
地域生活移行数（計画期間中）	2人以上	5人
施設入所者数の削減	1人	△1人

②精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【町の方針】

○保健と医療および福祉関係者による協議の場を開催し、支援に努めます。

【進捗状況】

○保健、医療および福祉関係者による協議の場を開催し、精神障がいのある人の地域移行について協議を実施しました。

③地域生活支援拠点などの整備

【町の方針】

○稲美町地域自立支援協議会など関係機関や近隣市町との連携協議を行うとともに、圏域内のサービスを含めた各種機能（相談、緊急時の受け入れ、体験の機会・場など）をつなぐ稲美町障がい者基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所などとの連携を深めることで、令和5（2023）年度末までに町又は圏域において1箇所の面的整備の推進および各種機能の充実を図ります。

【進捗状況】

○町内において、「面的整備型」により地域生活支援拠点の5つの機能の整備に取り組みました。

- ①「相談」については、稲美町障がい者基幹相談支援センターを活用し、相談その他必要な支援に取り組みました。
- ②「緊急時の受け入れ・対応」については、稲美町地域自立支援協議会において「緊急時の受け入れ・対応」のため体験入所モデル事業を実施しました。
- ③「体験の機会・場」については、グループホームなどの事業所でのサービスの体験利用を実施しました。
- ④「専門的人材の確保・養成」については、町に医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援体制の整備や情報共有を図りました。
- ⑤「地域の体制づくり」については、町内のサービス提供事業所や関係機関が参画する稲美町自立支援協議会において地域課題等の検討を実施しました。

④福祉施設から一般就労への移行

【町の方針】

○令和5（2023）年度末までに一般就労に移行する人数を11人以上（内訳：就労移行支援7人、就労継続支援A型3人、就労継続支援B型1人）、就労定着支援事業の利用者の割合を7割、8人以上とします。

【進捗状況】

○福祉施設から一般就労への移行について、令和5（2023）年度末の一般就労移行者数の目標値11人に対して実績見込は11人となっています。また、就労定着支援事業の利用者の割合は目標値8人（70%）に対して、実績見込は0人（0%）となっています。

項目	目標値	実績見込
	第6期終了時	令和5年度末 (2023年度末)
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	11人
うち就労移行支援事業所	7人	6人
うち就労継続支援A型事業所	3人	2人
うち就労継続支援B型事業所	1人	3人
うち就労定着支援事業の利用者の割合	8人（70%）	0人（0%）

⑤障がい児通所支援などの地域支援体制の整備

【町の方針】

○児童発達支援センターの設置

近隣市町との連携による整備などを含めて検討するとともに事業者や関係機関などに情報提供を行い令和5（2023）年度末までに1箇所の設置に努めます。

○保育所等訪問支援

すでに利用可能な体制であるため今後も引き続きサービスを提供できる体制を確保していきます。

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の整備
児童発達支援事業所については近隣市町との連携による整備なども含めて検討を進めるとともに事業者や関係機関などに情報提供を行い、令和5（2023）年度末までに1箇所の確保に努めます。
放課後等デイサービス事業所については、今後も引き続きサービスを提供できる事業所を確保していきます。
- 保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図るための協議の場の設置
稲美町地域自立支援協議会などにおいて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育などの関係機関などが連携を図る協議の場を設けます。

【進捗状況】

- 児童発達支援センターについては、未設置のため近隣市町と連携し、令和8（2026）年度末までに1箇所の設置に努めます。
- 保育所等訪問支援については、引き続きサービスを提供できる体制を継続しました。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、未設置のため令和8（2026）年度末までに1箇所の設置に努めます。
- 協議の場の設置については、稲美町地域自立支援協議会などにおいて、関係機関などが連携を図る協議の場を設けました。

⑥相談支援体制の充実・強化など

【町の方針】

- 町と稲美町障がい者基幹相談支援センターや各関係機関との連携を深めることにより、相談支援体制の充実・強化などに向け取り組みます。

【進捗状況】

- 稲美町障がい者基幹相談支援センターや各関係機関との連携を図り、相談支援体制の充実に努めました。

⑦障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

【町の方針】

- 県が実施する研修に参加するなど、令和5（2023）年度末までに、障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための体制を構築します。

【進捗状況】

- 県が実施する研修に参加し、障がい福祉サービスなどの質の向上を図りました。

(2) 障がい福祉サービスなどの利用実績

①訪問系サービス

「居宅介護」「同行援護」の延利用量は、見込値を上回りました。「重度訪問介護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
居宅介護	延利用量 (時間/月)	460	573	500	666	540	692
	実利用者数 (人/月)	45	33	48	32	51	29
重度訪問介護	延利用量 (時間/月)	0	0	0	0	1	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
同行援護	延利用量 (時間/月)	25	25	25	44	25	62
	実利用者数 (人/月)	4	3	4	3	4	4
行動援護	延利用量 (時間/月)	0	0	0	0	1	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
重度障がい者等包括支援	延利用量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

「生活介護」「自立訓練（機能訓練）」「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「短期入所（医療型）」の延利用量は、見込値を下回り、「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」は、見込値を上回りました。

「療養介護」は見込値を下回りました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
生活介護	延利用量 (人日/月)	1,260	1,134	1,260	1,166	1,260	1,204
	実利用者数 (人/月)	73	61	73	60	73	61
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (人日/月)	24	7	24	13	24	20
	実利用者数 (人/月)	2	1	2	1	2	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (人日/月)	20	19	20	8	20	9
	実利用者数 (人/月)	1	2	1	1	1	1
就労移行支援	延利用量 (人日/月)	140	92	140	107	140	108
	実利用者数 (人/月)	7	12	7	7	7	6
就労継続支援 (A型)	延利用量 (人日/月)	150	174	150	450	150	552
	実利用者数 (人/月)	8	21	8	25	8	30
就労継続支援 (B型)	延利用量 (人日/月)	1,100	932	1,100	1,268	1,100	1,406
	実利用者数 (人/月)	70	86	70	83	70	87
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	1	1
療養介護	実利用者数 (人/月)	6	3	6	5	6	5
短期入所 (福祉型)	延利用量 (人日/月)	35	12	37	39	40	51
	実利用者数 (人/月)	13	5	14	6	15	13
短期入所 (医療型)	延利用量 (人日/月)	15	3	15	7	15	8
	実利用者数 (人/月)	5	2	5	2	5	3

③居住系サービス

「共同生活援助」は、見込値を上回り、「施設入所支援」は見込値と同程度となっています。「自立生活援助」は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	17	20	19	27	21	28
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	21	21	21	19	22

④相談支援

「計画相談支援」は、見込値を上回りました。「地域移行支援」は、令和5（2023）年度に1人の利用を見込んでいます。「地域定着支援」は、実績がありませんでした。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	49	56	54	60	59	63
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0

⑤障がいのある子どもへの支援の提供体制

「放課後等デイサービス」の延利用量は、見込値を上回りました。「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」は、実績がありませんでした。

医療的ケア児に対しては、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的支援が、対象となる障がいのある子どもに行き届くよう努めました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
児童発達支援	延利用量 (人日/月)	300	303	300	189	300	161
	実利用者数 (人/月)	27	42	27	31	27	20
医療型 児童発達支援	延利用量 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	延利用量 (人日/月)	690	879	700	907	710	954
	実利用者数 (人/月)	90	86	92	84	93	89
保育所等訪問支援	延利用量 (人日/月)	8	4	8	4	8	3
	実利用者数 (人/月)	7	4	7	3	7	2
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 (人日/月)	0	0	0	0	1	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	0
障がい児相談支援	実利用者数 (人/月)	30	10	30	31	30	37
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター の配置	人	0	0	0	0	1	1

(3) 地域生活支援事業の実績

【必須事業】

①相談支援事業

稲美町地域自立支援協議会を定期的を開催し、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を進めました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
障がい者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施箇所数 (箇所)	3	1	3	1	3	1
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	3	2	3	0	3	0

②意思疎通支援事業

「手話通訳者派遣事業」の実利用件数は、見込値を下回りました。「要約筆記者派遣事業」の実利用件数は、見込値を上回りました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
手話通訳者派遣事業	実利用件数 (件/年)	35	16	35	28	35	30
	実利用者数 (人/年)	4	2	4	2	4	2
要約筆記者派遣事業	実利用件数 (件/年)	5	9	5	10	5	10
	実利用者数 (人/年)	2	2	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

③日常生活用具給付等事業

「自立生活支援用具」は、見込値を下回りました。「介護・訓練支援用具」「在宅療養等支援用具」「排せつ管理支援用具」は、見込値を上回りました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
介護・訓練支援用具	件/年	1	11	1	5	1	5
自立生活支援用具	件/年	8	6	8	3	8	5
在宅療養等支援用具	件/年	3	7	3	5	3	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	4	3	1	3	1
排せつ管理支援用具	件/年	352	353	359	373	366	383
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	1	2	1	1

④手話奉仕員養成研修事業

令和4（2022）年度、令和5（2023）年度では実績がありました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
養成講座修了者数 (新規登録者数)	人	1	0	1	1	1	1

⑤移動支援事業

延利用量、実利用者数とも、見込値を上回りました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
移動支援事業	延利用量 (時間/年)	1,900	2,427	1,900	2,411	1,900	2,785
	実利用者数 (人/年)	22	30	22	28	22	28

⑥地域活動支援センター機能強化事業

町内では、実績がありませんでした。町外では、見込値どおりでした。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)		
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込	
地域活動支援 センター機能 強化事業	町内	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	0	1	0
		実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	1	0
	町外	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
		実利用者数 (人/年)	3	3	3	3	3	3

【任意事業】

①日中一時支援事業

各年度、見込値を下回りました。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	30	20	30	25	30	23

②訪問入浴事業

令和5（2023）年度は利用を見込みます。

サービス名	単位	令和3年度 (2021年度)		令和4年度 (2022年度)		令和5年度 (2023年度)	
		見込値	実績値	見込値	実績値	見込値	実績見込
訪問入浴事業	実利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	1

第3章 第7期計画の成果目標とサービス見込量

1. 令和8（2026）年度の成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国の方針】

- 地域生活移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和4（2022）年度末の5%以上削減

【町の方針】

- 令和8（2026）年度末までに施設から地域生活へ移行する人数を2人以上、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を20人以下とします。

項目	数値	考え方
令和4（2022）年度末時点の施設入所者数（A）	21人	
【目標】地域生活移行者数の増加	2人	（A）のうち令和8（2026）年度末までに地域生活に移行する人数
令和8（2026）年度末時点の施設入所者数（B）	20人	
【目標】施設入所者の削減	1人	差引減少見込数（A）－（B）

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の方針】

- 保健、医療および福祉関係者の連携による精神障がいのある人の地域への定着

【町の方針】

- 保健と医療および福祉関係者による協議の場を開催し、精神障がいのある人に対する支援に努めます。

（3）地域生活支援拠点などにおける機能の充実

【国の方針】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【町の方針】

- 引き続き、複数の機関（稲美町障がい者基幹相談支援センターや障がい福祉サービス事業所など）で役割を分担して機能を担う「面的整備型」で地域生活支援拠点の充実を図ります。また、令和8（2026）年度末までに町又は圏域において、コーディネーターの配置などによる支援体制の整備および各種機能の充実を図ります。
- 関係機関などと連携し、強度行動障がい有する方のニーズの把握、支援体制の整備に努めます。

（４）福祉施設から一般就労への移行など

【国の方針】

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
 - 就労移行支援事業利用者数：1.31倍
 - 就労継続支援A型利用者数：1.29倍
 - 就労継続支援B型利用者数：1.28倍
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

【町の方針】

- 一般就労への移行者数
 - 令和8（2026）年度末までに一般就労に移行する人数を12人以上（内訳：就労移行支援6人、就労継続支援A型2人、就労継続支援B型4人）とします。
- 就労移行支援事業所の割合
 - 令和8（2026）年度末までに一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を10割（2箇所）とします。
- 就労定着支援事業の利用者数
 - 令和8（2026）年度末までに就労定着支援事業の利用者数を2人以上とします。
- 就労定着支援事業所の割合
 - 就労定着支援事業所の利用者等については、町内に就労定着支援事業所がないため、本計画中の目標設定は難しいと判断し、令和8年度（2026年度）時点では設定はしません。

項目	数値	考え方
令和3（2021）年度の一般就労への移行者数（A）	5人	内訳 就労移行支援 4人 就労継続支援A型 0人 就労継続支援B型 1人
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数（B）	12人	就労移行支援などを通じて令和8（2026）年度末までに一般就労に移行する人数 内訳 就労移行支援 6人 就労継続支援A型 2人 就労継続支援B型 4人
	2.4倍	(B) / (A)
令和3（2021）年度の就労移行支援事業所の割合	50% (1箇所)	町内の就労移行支援事業所 2箇所
【目標】就労移行支援事業所の割合	100% (2箇所)	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
【目標】就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とする。
【目標】就労定着支援事業の利用者の割合	—	就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上の事業所の割合を2割5分以上とする。

（5）障がい児通所支援などの地域支援体制の整備

【国の方針】

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1箇所以上
- 全市町村において、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1箇所以上

【町の方針】

- 児童発達支援センターの設置
 - 近隣市町との連携による整備などを含めて検討するとともに事業者や関係機関などに情報提供を行い令和8（2026）年度末までに1箇所の設置に努めます。
- 障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
 - 障がいのある子どものニーズの把握、関係機関の連携の促進に努め、切れ目のない支援を行います。
- 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の整備
 - 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所については、今後も引き続きサービスを提供できる事業所の確保に努め、重症心身障がい児の支援に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の方針】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【町の方針】

- 基幹相談支援センターの設置
令和2（2020）年に「稲美町障がい者基幹相談支援センター」を設置しており、さらなる支援の充実を図ります。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
稲美町地域自立支援協議会など関係機関や近隣市町との連携協議を行うとともに、個別事例に応じたサービス基盤の開発・改善に努めます。

(7) 障がい福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

【国の方針】

- 各都道府県および各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

【町の方針】

- サービスの質向上のための体制を構築
県が実施する研修に参加するなど、令和8（2026）年度末までに、障がい福祉サービスなどの質の向上を図るための体制を構築します。

2. 障がい福祉サービスなどの見込量

(1) 訪問系サービス

[居宅介護]

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

[重度訪問介護]

重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

[同行援護]

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

[行動援護]

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

[重度障がい者等包括支援]

介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年度 (2026年度) 見込
居宅介護	延利用量 (時間/月)	692	714	736	757
	実利用者数 (人/月)	29	33	34	35
重度訪問介護	延利用量 (時間/月)	0	0	0	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1
同行援護	延利用量 (時間/月)	62	70	70	70
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4
行動援護	延利用量 (時間/月)	0	0	0	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1
重度障がい者等 包括支援	延利用量 (時間/月)	0	0	0	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1

■見込量確保のための方策

- 居宅介護、同行援護については、実績が伸びていることからニーズに応じたサービス量を確保できるよう、サービス提供事業者などに情報提供を行います。
- 重度訪問介護や行動援護などについては、前計画期間での実績はありませんでしたが、新規事業所が参入できるよう町内外の事業者の情報提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

[生活介護]

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

[自立訓練（機能訓練）]

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上などのために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

[自立訓練（生活訓練）]

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持向上などのために、食事・入浴・排せつなどに関する必要な訓練、生活に関する相談・助言やその他必要な支援を行います。

[就労移行支援]

一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

[就労継続支援（A型（雇用型））]

企業などに就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行い、一般就労を目指します。

[就労継続支援（B型（非雇用型））]

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

[就労定着支援]

一般就労している障がいのある人が職場に定着できるよう、生活面を含め、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

[就労選択支援]

利用する人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、個人のニーズに応じて就労先を選択できるよう支援を行います。

[療養介護]

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

[短期入所（福祉型／医療型）]

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。障がい支援区分が区分1以上である障がいのある人などに対して障がい者支援施設などにおいて実施するものを福祉型、重症心身障がい児（者）などに対して病院、診療所、介護老人保健施設において実施するものを医療型と呼びます。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年度 (2026年度) 見込
生活介護	延利用量 (人日/月)	1,204	1,204	1,204	1,204
	実利用者数 (人/月)	61	61	61	61
自立訓練 (機能訓練)	延利用量 (人日/月)	20	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用量 (人日/月)	9	10	10	10
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1
就労移行支援	延利用量 (人日/月)	108	104	104	104
	実利用者数 (人/月)	6	6	6	6
就労継続支援 (A型)	延利用量 (人日/月)	552	662	795	953
	実利用者数 (人/月)	30	36	43	52
就労継続支援 (B型)	延利用量 (人日/月)	1,406	1,560	1,722	1,888
	実利用者数 (人/月)	87	95	104	114
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1
就労選択支援	延利用量 (人日/月)		0	0	1
	実利用者数 (人/月)		0	0	1

※就労選択支援は新設のため、令和5年度（2023年度）実績見込なし

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
療養介護	実利用者数 (人/月)	5	5	5	5
短期入所 (福祉型)	延利用量 (人日/月)	51	40	40	40
	実利用者数 (人/月)	13	15	15	15
短期入所 (医療型)	延利用量 (人日/月)	8	15	15	15
	実利用者数 (人/月)	3	5	5	5

■見込量確保のための方策

- 就労継続支援（A型）（B型）については、ともに実績が伸びていたことから増加で見込んでいます。
- その他のサービスについても、今後一定の利用が見込まれることから十分な量を確保し、横ばいとしています。
- 緊急時を含む短期入所については、アンケートにおいてニーズが高いことから、稲美町地域自立支援協議会や近隣市町の事業所とも連携を図り、サービス提供体制を整え、利用の円滑化に努めます。
- アンケートなどにおいて、制度やサービスが難解でわからないという声があったため、引き続き稲美町地域自立支援協議会や事業所との連携を密にしながら、利用者への情報提供などに努めます。

（3）居住系サービス

[自立生活援助]

施設やグループホームを利用していた障がいのあるひとり暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行います。

[共同生活援助（グループホーム）]

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

[施設入所支援]

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	28	30	33	36
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	22	21	20

■見込量確保のための方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、介護者の高齢化などによりニーズが高まると考えられるため、事業者や関係機関などに積極的に情報提供を行いサービス事業者の新規参入の促進に努め、開設を支援します。
- 本町においても、「親亡き後」として、当事者に対するケアの質の低下や社会参画の機会の喪失など、さまざまな問題が考えられます。地域とのつながりを持つことのできるグループホームの利用促進を図るため、利用者に対して家賃の一部補助を引き続き行います。
- 施設入所支援については、利用者のニーズを踏まえながら、地域移行の推進も図ります。

（４）相談支援

[計画相談支援]

障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

[地域移行支援]

障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。

[地域定着支援]

地域生活へ移行した障がいのある人が地域での生活を継続していけるように、あるいは現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	63	69	75	82
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	0	1	2
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1

■見込量確保のための方策

- 制度やサービスが難解であるため利用できていない人を適切な支援につなげることができるよう、計画相談支援の利用を促進します。
- 相談支援事業者、稲美町障がい者基幹相談支援センター、健康福祉事務所、医療機関など関係機関との調整を図ります。
- 精神科病院や入所施設との連携を図り、地域移行を進めることができるような体制づくりに努めます。

(5) 障がいのある子どもへの支援の提供体制

[児童発達支援]

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

[放課後等デイサービス]

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。

[保育所等訪問支援]

保育所などを現在利用中の障がいのある子ども（今後利用予定も含む）が、保育所などにおける集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人および保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導などの支援を行います。

[居宅訪問型児童発達支援]

重度の障がいなどの状態にある障がいのある子どもであって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。

[障がい児相談支援]

障がいのある子どもが障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援、障がい児通所支援利用計画の作成、サービス提供事業所との連絡調整などを行います。

[医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置]

医療技術の進歩などを背景として増加する医療的ケアが必要な子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉などの関連分野の連絡調整を行うための体制整備に努めます。

■事業量の見込（月平均）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
児童発達支援	延利用量 (人日/月)	161	182	182	182
	実利用者数 (人/月)	20	19	19	19
放課後等 デイサービス	延利用量 (人日/月)	954	1,113	1,246	1,402
	実利用者数 (人/月)	89	100	112	126
保育所等訪問 支援	延利用量 (人日/月)	3	6	6	6
	実利用者数 (人/月)	2	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	延利用量 (人日/月)	0	0	0	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1
障がい児相談 支援	実利用者数 (人/月)	37	42	48	55
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、十分なサービスを確保しつつ、関係機関や事業者などに情報提供を行い、重症心身障がい児の対応が可能な事業所の新規参入を促します。
- 稲美町障がい者基幹相談支援センターなどと連携し、サービス内容や事業所の周知を進め、身近な地域での支援や障がい特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。
- 医療的ケア児に対して、支援体制の充実に努めます。

3. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の判断により実施する事業（任意事業）とがあります。

【必須事業】

（1）相談支援事業

①相談支援事業

ア) 障がい者相談支援事業

障がいのある人本人や障がいのある子どもの保護者、あるいは障がいのある人などの介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整など、権利擁護のために必要な援助を行います。

イ) 基幹相談支援センター

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担うため設置されている基幹相談支援センターにおいて、専門の資格を有する相談員を配置し、相談支援機能の充実を図ります。

ウ) 相談支援機能強化事業

社会福祉士、精神保健福祉士などによる専門的な相談支援を要する困難ケースなどへの指導・助言や相談支援事業所などとの連携により、相談支援機能の強化を図ります。

②地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、必要な環境や支援をさまざまな方面から協議する場として設置します。

③成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
障がい者相談 支援事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1
相談支援機能 強化事業	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1
地域自立支援 協議会	設置数	1	1	1	1
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人)	0	2	2	2

■見込量確保のための方策

- 多様化する相談内容に対応するため、関係機関・団体、事業者などで構成する稲美町地域自立支援協議会を定期的を開催し、地域で障がいのある人を支えるネットワークの構築を進めます。
- 成年後見制度については、アンケートにおいて、内容を知らない人が半数を占めていたことから事業の周知啓発を図ります。

(2) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに対して、手話通訳者および要約筆記者を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業などを実施し、意思疎通の円滑化を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
手話通訳者派遣 事業	実利用件数 (件/年)	30	30	30	30
要約筆記者派遣 事業	実利用件数 (件/年)	10	11	12	13
手話通訳者設置 事業	人	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 聴覚障がいのある人やその家族などに対して事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- 手話通訳者などについての情報を住民に周知するとともに、養成や研修会を近隣市町と連携し開催するなど、サービスの提供体制の充実に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障がいのある人などに対して、身体介護を支援する介護・訓練支援用具、入浴・食事などの自立生活を支援する自立生活支援用具、ストマ用装具などの排せつ管理を支援する排せつ管理支援用具など、快適な日常生活を支援するための用具を給付、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
介護・訓練支援用具	件/年	5	8	8	8
自立生活支援用具	件/年	5	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	383	397	412	427
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 排せつ管理支援用具については実績が伸びていたことから増加を見込んでいます。
- 障がいのある人が安定した日常生活を送れるように事業の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた適切な日常生活用具の給付に努め、利用者の生活の質の向上を図ります。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修するための講座を開催します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
養成講座修了者数 (新規登録者数)	人	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

- 手話奉仕員について、広く広報、啓発することで、受講者を増やし、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。

(5) 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
移動支援事業	延利用量 (時間/年)	2,785	2,785	2,818	2,852
	実利用者数 (人/年)	28	30	31	32

■見込量確保のための方策

○アンケートなどにおいて、利用者のニーズが高く、今後も増加が見込まれることから、事業者に対して広く情報提供を行うなど、十分なサービスの確保に努めます。

(6) 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行う通所型施設として、地域生活を支援します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込	
地域活動 支援セン ター機能 強化事業	町内	実施箇所数 (箇所)	0	0	0	1
		実利用者数 (人/年)	0	0	0	1
	町外	実施箇所数 (箇所)	1	1	1	1
		実利用者数 (人/年)	3	3	3	3

■見込量確保のための方策

○一般就労が困難な障がいのある人などに対して、活動の場とニーズに応じたサービスの提供に努めます。

【任意事業】

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
日中一時支援 事業	実利用者数 (人/年)	23	25	25	25

(2) 訪問入浴事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、居宅に訪問し、入浴サービスを提供します。

■事業量の見込（年間）

サービス名	単位	令和5年度 (2023年度) 実績見込	令和6年度 (2024年度) 見込	令和7年度 (2025年度) 見込	令和8年 (2026年度) 見込
訪問入浴事業	実利用者数 (人/年)	1	2	2	2

■見込量確保のための方策

○障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息などのために支援を行います。また、急遽サービスが必要となる利用者にも対応できるよう、提供体制の確保に努めます。

(3) その他の事業

①自動車運転免許取得費・改造費助成事業

障がいのある人の社会参加、就労を支援するため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要した費用の一部を助成します。

②福祉タクシー等助成事業

社会参加と自立促進のため、重度障がいのある人が移動手段としてタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成する利用券を交付します。

③補装具費支給事業

障がいのある人が安定した日常生活を送れるように事業の周知を図るとともに、障がいの特性に応じた適切な補装具の購入・借受け・修理に係る費用の支給を行います。

④ペアレントメンター養成事業

子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、発達障がい児（者）の子育て経験を生かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの支援プログラムの受講について情報提供を行い、家族支援体制の整備を図ります。

第4章 計画の推進と評価

1. 計画の推進体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で掲げる成果目標や障がい福祉サービスなどは、福祉分野にとどまらず、保健、医療、労働など多岐にわたるため、庁内関係部門との相互連携を図りながら推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員などと連携するとともに、施設の広域利用など、圏域内の近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

(3) 稲美町地域自立支援協議会との連携

障がい福祉サービスなどの適切なサービスの提供、充実による地域での自立した生活を促進するため、稲美町地域自立支援協議会において、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

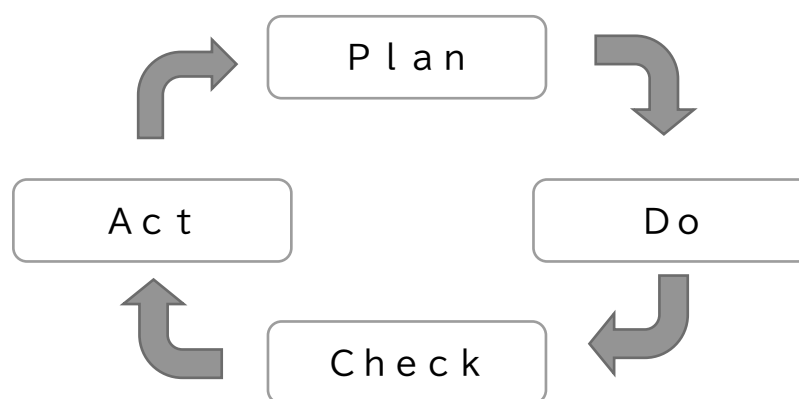
そのため、担当課は協議会が検討を行ううえで、データの提供、調査など必要な支援を行い、協議・連携を図るものとします。

2. 計画の進行管理と評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、計画を実行後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていく、いわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていくことが必要です。

このため本計画に基づく事業の実施状況や効果、課題などについて、毎年度、稲美町地域自立支援協議会で点検、評価を実施したうえで、稲美町障害者福祉推進協議会に報告し、進行管理を行い、今後の施策・活動に反映するよう検討していきます。

PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しをする

3. 計画の情報発信

障がい福祉サービスや各種障がいのある人の支援制度、地域福祉活動など、さまざまなサービスや制度の周知とあわせ、本計画について、住民の理解を深めるため、広報、ホームページなどの媒体や出前講座の開催などを通じて、積極的に情報発信・広報活動を行っていきます。

資料編

1. 稲美町障害者福祉推進協議会 協議内容

日程	議題
アンケート調査の実施 令和5（2023）年8月21日～9月1日	
第1回 令和5（2023）年 9月24日	<ul style="list-style-type: none">・計画の概要について・アンケート、事業所・障がい者団体調査について・今後のスケジュールについて
第2回 令和5（2023）年 11月30日	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査、事業所・障がい者団体調査結果について・計画（素案）について・パブリックコメントについて
パブリックコメントの実施 令和6（2024）年1月15日～2月13日	
第3回 令和6（2024）年 3月1日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・計画の承認について

2. 稲美町障害者福祉推進協議会 委員名簿

(敬称略)

所属	氏名
一般社団法人 加古川医師会	宮 本 和 明
稲美町身体障害者福祉協議会	吉 田 省 二
稲美町民生委員児童委員協議会	田 中 ま さ 彥
稲美町ろうあ協会	岩 林 恵 子
稲美町手をつなぐ育成会	佐 溝 圭 子
特定非営利活動法人 稲美町つくしとすぎなの会	熊 本 正 信
社会福祉法人 こばと会	田 尾 理 恵 子
社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会	坂 口 智 彦
加古川公共職業安定所	三 宅 悦 子
加古川健康福祉事務所	三 木 水 奈 子

第7期いなみ障がい福祉計画

発行年月：令和6（2024）年3月

発行：兵庫県稲美町

編集：稲美町 健康福祉部 地域福祉課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1-1

TEL (079) 492-9136 FAX (079) 492-8030